

羅臼町環境白書

2011



羅 臼 町

羅臼町環境白書 2011 目次

1	羅臼町の環境のあらまし	1
2	社会環境のあらまし	4
3	生活環境の状況と施策	9
4	自然環境の状況と施策	37
5	地球環境の保全	41
6	環境関連の総合的な取組み	45
7	資料編	52

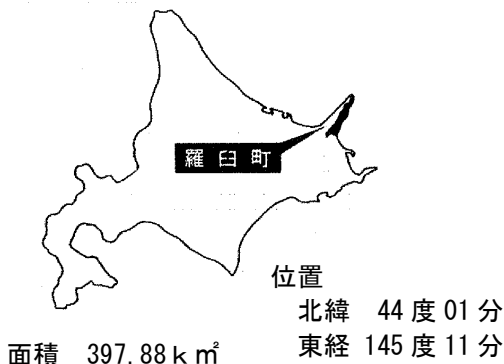
1 羅臼町の環境のあらまし

(1) 位置

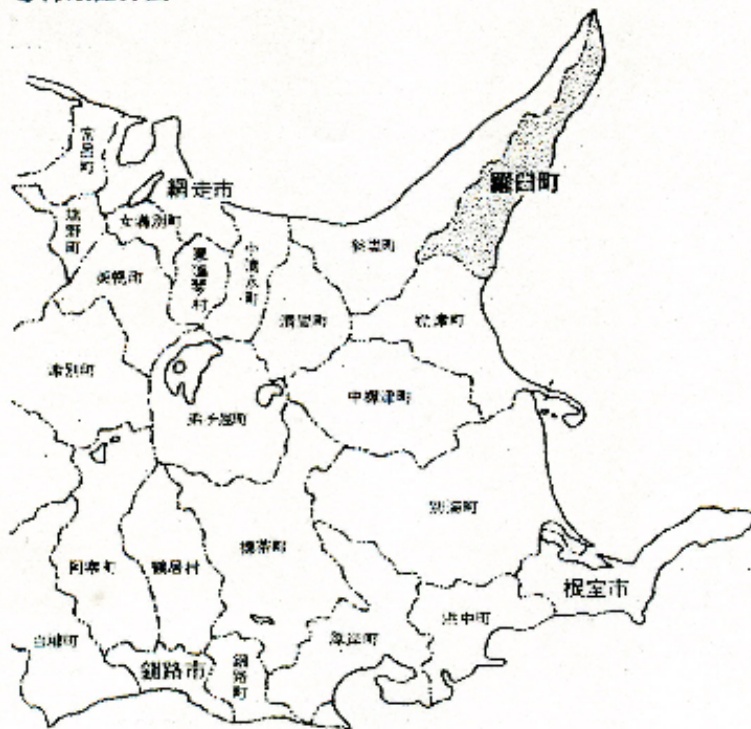
羅臼町は北海道の東北端、大自然豊かな知床半島にある町で、知床半島の稜線から北側が斜里町の行政区域、南側が羅臼町となっています。斜里町が知床半島の外側に町の中心を構え、知床半島に観光拠点のウトロ市街を持つ構図と異なり、羅臼町は行政区域が知床半島の中に完全に納まっており、知床を「生活の場」とする町です。

なお、「知床」はアイヌ語で「大地の果て」を意味する「シリエトク」が語源ですが、羅臼町の僅か25km沖には千島列島の国後島があり、例えば、海鳥や海獣などの動物たちにとっては、知床半島は逆に千島列島と連続した自然環境の一部ととらえることができる位置関係にあります。

●位置及び面積



●行政区分図



(2) 地形

急峻な知床の山岳地形が海岸近くまで迫っているため、羅臼川、知西別川の河口部と知床半島基部の標津町に近い丘陵地帯を除き、家屋は海岸線の道路沿いに並んでいます。山岳部は知床横断道路を除き基本的にほとんど利用されていません。

標津町から羅臼町市街地を経て先端部へ向かう道路は相泊漁港までで、それより先端側の「番屋」と呼ばれる夏場だけ漁業作業に使う家屋へは船を利用するか、徒歩で行くことになります。羅臼の海岸線は何箇所か難所はあるものの徒歩で知床岬に到達することが可能です。山側は崖になっていますが海岸線には玉石が打ち寄せられ、特産の「羅臼昆布」の干場として利用できるような状況の浜が続いています。このように人間が利用できる海岸線があったことが、知床を「生活の場」として羅臼町が発展してきた大きな要因となっています。



中心市街地から国後島を望む風景



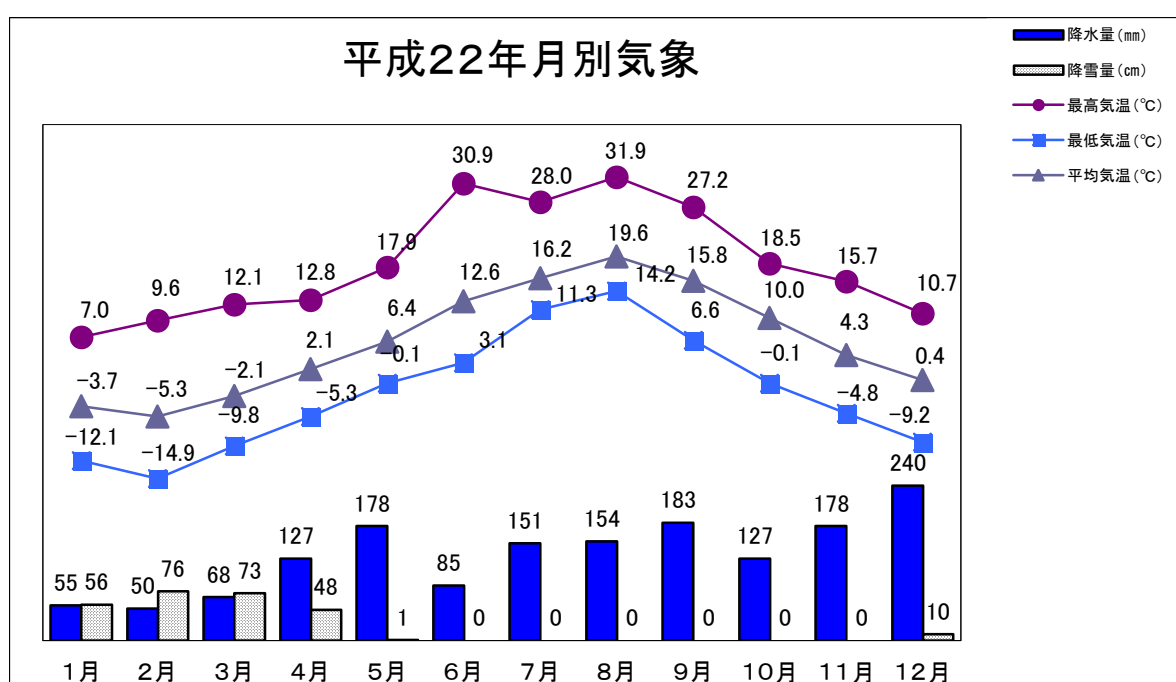
中心市街地からの羅臼岳

(3) 気候

一般的に大陸性気候は寒暖が激しく海洋性気候は温暖なのが一般的ですが、日本の場合、冬は大陸から冷たい空気が吹き込むため、島国としては珍しく寒暖の激しい気候となっています。特にオホーツク海は、流氷で海面が閉ざされることにより、冬の冷え込みが一層厳しくなります。

しかし、知床半島は稜線を境として斜里側と羅臼側で大きく異なっており、斜里側は夏暑く冬の寒さが厳しく、羅臼側は夏涼しく冬の寒さは斜里側ほどではありません。

そのほか、羅臼町の気候は非常に不安定で、強風が吹き降水量が多いことも特徴です。



平成 22 年風速 (m/s) 及び日照時間 (h)

(資料：根室測候所)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均風速	3.1	2.9	2.7	2.3	2.2	2.0	1.8	2.0	2.7	2.8	3.2	3.1
最大風速	11 北西	14 北西	15 北西	10 北西	12 北西	12 北西	11 北西	6 北西	13 北西	11 北西	15 北西	14 北西
日照時間	88.5	104.7	130.1	158.8	139.5	151.7	79.6	131.3	124.5	113.2	94.1	91.4

2 社会環境のあらまし

(1) 人口

羅臼町の人口は、昭和40年の約9千人をピークとして、近年は減少傾向にあり、平成23年3月現在の住民基本台帳人口は5,908人となっています。

■人口・世帯数の推移

区分 年次	世帯数 (戸)	人 口 (人)			備 考
		男	女	計	
昭和 40年	1,882	4,653	4,278	8,931	第10回国勢調査 10月1日
45年	2,010	4,627	4,118	8,745	第11回 "
50年	2,085	4,454	3,795	8,249	第12回 "
55年	2,804	4,480	3,819	8,299	第13回 "
60年	2,566	4,227	3,838	8,065	第14回 "
平成 2年	2,409	3,948	3,857	7,805	第15回 "
7年	2,254	3,717	3,754	7,471	第16回 "
12年	2,355	3,499	3,457	6,956	第17回 "
17年	2,268	3,242	3,298	6,540	第18回 "
18年	2,217	3,229	3,268	6,497	住民基本台帳人口 3月末
19年	2,189	3,159	3,197	6,356	"
20年	2,158	3,090	3,112	6,202	"
21年	2,150	3,034	3,067	6,101	"
22年	2,160	2,988	3,036	6,024	"
23年	2,146	2,927	2,981	5,908	"

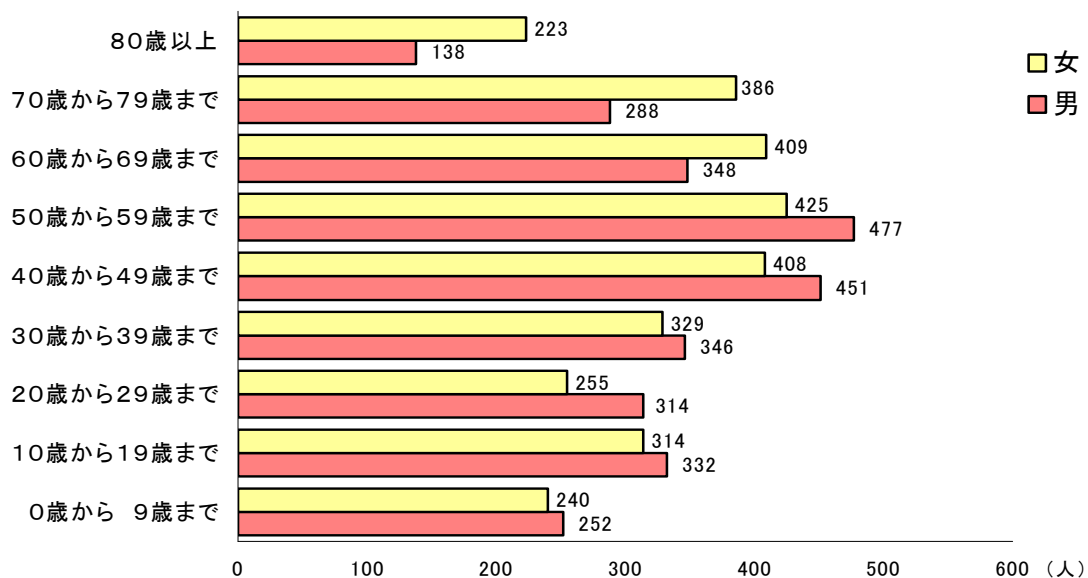
■人口動態の推移

各年 12 月末現在

	自然的人口増減			社会的増減			増減計	婚姻	離婚
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
平成 12 年	63	47	16	210	335	△125	△109	44	15
13 年	78	47	31	218	319	△101	△70	52	18
14 年	70	41	29	185	280	△95	△66	47	20
15 年	56	54	2	230	249	△19	△17	35	23
16 年	69	54	15	173	240	△67	△52	40	16
17 年	65	56	9	151	234	△83	△74	37	15
18 年	41	57	△16	167	218	△51	△67	35	18
19 年	51	65	△14	158	275	△117	△131	28	17
20 年	46	56	△10	149	236	△87	△97	32	13
21 年	38	56	△18	173	235	△62	△80	35	12
22 年	37	58	△21	142	218	△76	△97	33	14

■10 歳階級別人口

平成 23 年 3 月末現在



(2) 産業

■漁業

羅臼町は、知床の豊かな海を基盤とする漁業の町で、就業人口をみると漁業の割合が突出して高く、製造業に分類される水産加工やサービス業に分類される漁業協同組合を加味すると、就業者の6割以上が水産関連の仕事に就いています。

魚種は豊富で、秋さけ、すけそ、こんぶ、ほっけ、いかなどが中心ですが、かつては流氷の季節に大量に水揚げのあったすけその漁獲量が減少しており、資源の枯渇が心配されています。

産業別 15 歳以上就業者数の推移

産業区分	年次			平成 7 年			平成 12 年			平成 17 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女			
総数	4,187	2,555	1,632	3,999	2,408	1,591	3,732	2,210	1,522			
第 1 次産業	1,930	1,298	632	1,729	1,135	594	1,553	1,044	509			
農業	38	24	14	38	22	16	28	16	12			
林業・狩猟業	6	6	0	3	3	0	4	4	0			
漁業	1,886	1,268	618	1,688	1,110	578	1,521	1,024	497			
第 2 次産業	718	429	289	778	486	292	666	379	287			
鉱業	11	9	2	10	9	1	9	8	1			
建設業	305	250	55	323	276	47	192	166	26			
製造業	402	170	232	445	201	244	465	205	260			
第 3 次産業	1,539	828	711	1,491	787	704	1,513	787	726			
卸・小売業	540	223	317	496	207	289	574	207	367			
金融・保険業・不動産業	49	20	29	46	19	27	38	21	17			
運輸・通信業	108	91	17	114	91	23	99	82	17			
電気・ガス・水道業	8	8	0	1	1	0	3	2	1			
サービス業	636	328	308	644	311	333	614	316	298			
公務	198	158	40	190	158	32	185	159	26			
分類不能の産業	0	0	0	1	0	1	0	0	0			

漁業生産状況

(単位：トン、千円)

年次 魚種	平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
すけそ	11,849	2,184,755	10,234	1,755,572	9,799	1,401,395	10,013	1,021,030
秋さけ	16,552	6,206,468	11,145	5,416,486	13,868	4,815,600	6,865	2,489,370
けいじ	3	67,030	4	61,157	7	47,902	1	16,214
ほっけ	4,045	653,790	5,971	1,246,215	7,580	932,906	7,841	1,136,142
めんめ	59	180,944	56	179,698	40	118,082	49	149,252
うに	89	130,000	87	145,158	89	120,906	128	166,738
たら	2,255	779,102	3,175	1,065,907	4,060	1,481,475	3,140	1,035,128
かれい	1,276	268,615	1,445	331,888	1,168	307,433	1,031	225,141
いか	10,820	1,883,955	4,870	791,777	4,347	698,360	20,131	4,514,839
おひょう	18	12,917	23	16,628	44	24,538	37	21,191
その他	5,213	1,348,706	4,498	1,220,024	4,551	1,213,761	5,320	1,323,695
こんぶ	522	1,490,653	216	577,892	580	1,486,559	503	1,013,127
合計	52,701	15,206,935	41,724	12,808,402	46,133	12,648,917	55,059	13,111,867

【参考】 すけその生産状況

(単位：トン、千円)

年度	数量	金額	年度	数量	金額	年度	数量	金額
平成 2 年	111,432	15,091,625	平成 12 年	10,869	1,773,429	平成 22 年	10,013	1,021,030
平成 3 年	70,400	14,406,722	平成 13 年	8,637	1,493,858			
平成 4 年	34,612	8,376,714	平成 14 年	8,138	1,430,309			
平成 5 年	25,420	5,532,572	平成 15 年	10,077	1,700,183			
平成 6 年	19,118	2,760,298	平成 16 年	9,951	1,656,638			
平成 7 年	16,549	2,526,985	平成 17 年	9,637	1,808,057			
平成 8 年	15,363	2,093,213	平成 18 年	11,319	1,937,610			
平成 9 年	18,336	3,113,749	平成 19 年	11,849	2,184,755			
平成 10 年	13,910	2,020,832	平成 20 年	10,234	1,755,572			
平成 11 年	13,991	1,999,171	平成 21 年	9,799	1,401,395			

■その他の産業

農業は、標津町に隣接した峯浜地区で酪農業が営まれており、工業は水産加工業が中心で、商業は羅臼町市街地を中心としています。

観光客の入り込みは、知床が世界自然遺産登録された前後は増加傾向にありましたが、その後は減少傾向にあり、また宿泊者は例年観光客総数の1～2割程度で、日帰り通過型の観光形態が多いと言えます。

農家数・乳牛飼育頭数・牛乳出荷量の推移

年度	農家 戸数	乳牛 頭数	出荷量 (t)
H 13年度	14	850	3,817
14年度	14	850	3,842
15年度	14	837	3,810
16年度	14	816	3,584
17年度	11	722	3,194
18年度	11	705	2,841
19年度	9	567	2,960
20年度	9	583	3,010
21年度	10	658	2,985
22年度	10	681	3,279

観光客入込数の推移

年度	入込総数	観光タイプ別内訳	
		日帰り	宿泊
H 13年度	678,105	567,955	110,150
14年度	665,678	560,717	104,961
15年度	680,320	579,135	101,185
16年度	715,077	589,912	125,165
17年度	758,102	613,725	144,377
18年度	758,977	650,479	108,498
19年度	688,114	581,175	106,939
20年度	630,734	567,524	63,210
21年度	617,656	546,091	71,565
22年度	599,275	529,850	69,425

工業の推移

年次	事業 所数	従業 者数	製造品出荷 額(万円)
H 12年	37	309	965,986
13年	29	367	993,389
14年	35	327	840,414
15年	25	325	919,988
16年	25	363	887,222
17年	22	306	851,489
18年	21	307	1,105,818
19年	22	295	1,652,723
20年	22	313	1,646,790
21年	23	325	1,729,566

商業の推移

年次	商店数	従業者数	年間商品販売 額(百万円)
S 57年	110	411	6,778
63年	111	467	13,447
H 3年	106	450	14,267
6年	96	414	9,903
9年	85	424	10,716
11年	89	445	12,359
14年	89	471	12,995
16年	90	467	13,310
19年	83	439	14,520

3 生活環境の状況と施策

(1) 河川等の水質調査

羅臼町の河川は、源流部から海までの距離が短く水の滞留時間が短いため、湿原を流れる川などと違い、人為的な汚濁がない条件下では河口部においても源流に近い水質が保たれると考えられます。

しかし、羅臼川や知西別川など、市街地が川沿いに中流部まで分布する流域では、産業排水や生活排水により水質の悪化が懸念される河川もあります。

羅臼町では、羅臼漁業協同組合の協賛を得ながら、羅臼川、知西別川の 2 ヶ所の河川について継続して水質検査を行っており、羅臼漁港港内及び羅臼川に流入する排水水質調査も実施しています。

また、茶志別地先についても、平成 14 年度まで水産系廃棄物リサイクル処理施設が稼動していたため、平成 15 年度より上流部の溜池と海に流入する直前の沢の 2 地点で浸透水の水質検査を行っています。

いずれの検査も羅臼海域及び羅臼海域に流入する河川の環境保全のため、今後も継続して監視を続けていく必要があります。



羅臼市街地中心部を流れる羅臼川



羅臼川の水質検査

■ 羅臼川

羅臼川の水質検査は10月13日、11月5日の2回にわたり、羅臼川上流のNo.1から下流のNo.4までの4地点において行なっています。4地点の検査結果を比較すると、No.1からNo.4にかけて大腸菌群数、全窒素および全リンが増加傾向を示しており、これらの理由の一つとして周辺からの生活排水の流入による影響が考えられます。

羅臼川の水質検査結果の平均値を河川の環境基準と比較すると、大腸菌群数を除いて考えるならば全地点AA類型に該当する清浄な水質であるといえますが、大腸菌群数を考慮するとAまたはB類型を示す結果となりました。

【平成19年度から平成22年度の調査結果】

		羅臼温泉付近 No.1 地点				給食センター付近 No.2 地点					
		H19	H20	H21	H22	H19	H20	H21	H22		
羅 臼 川	pH	7.6	7.7	7.6	7.6	7.8	7.9	7.7	7.6		
	SS	mg/l	0.8	0.5未満	0.6	0.9	0.6	0.5未満	0.8	0.9	
	BOD	mg/l	0.6	0.5	0.3	0.3	0.6	0.6	0.2	0.3	
	DO	mg/l	11.8	11.3	12.7	11.3	11.7	11.1	12.1	10.8	
	大腸菌群数	MPN/100ml	7400	1800	120	130	8200	9700	5300	3800	
	全窒素	mg/l	0.16	0.14	0.11	0.18	0.17	0.14	0.14	0.17	
	全りん	Mg/l	0.013	0.011	0.015	0.014	0.018	0.012	0.018	0.019	
	比較	大腸菌群を除く	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	
		大腸菌群を含む	C	B	A	A	C	C	C	B	
			公住橋付近 No.3 地点				羅臼川河口 No.4 地点				
			H19	H20	H21	H22	H19	H20	H21	H22	
		pH	7.85	8.0	7.8	7.7	7.8	8.0	7.7	7.7	
		SS	Mg/l	0.6	0.9	1.3	0.9	0.5	0.7	1.2	1.1
		BOD	Mg/l	0.5	0.5	0.2	0.3	0.7	0.5	0.5	0.3
		DO	Mg/l	11.7	10.7	12.1	10.4	11.7	11.2	12.2	10.8
		大腸菌群数	MPN/100ml	20000	5200	1300	1800	36000	23000	9200	3800
	全窒素	Mg/l	0.20	0.20	0.15	0.18	0.26	0.23	0.20	0.23	
	全りん	Mg/l	0.019	0.013	0.018	0.020	0.027	0.017	0.018	0.023	
	比較	大腸菌群を除く	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	
		大腸菌群を含む	C	C	B	B	C	C	C	B	

■知西別川

知西別川の水質調査は、10月13日に2地点で調査を行なっています。

今回の調査結果と環境基準を比較してみると、上流のBODでC類型、大腸菌群数でB類型を示していますが、下流ではどちらもA類型に該当しており、流下過程において浄化や希釈などによる汚濁物質濃度の減少が引き起こされていると考えられます。

【平成19年度から平成22年度の調査結果】

		上流（河口より約300m上流）				下流（河口）				
		H19	H20	H21	H22	H19	H20	H21	H22	
知 西 別 川	pH	7.6	7.5	7.2	6.9	6.9	7.6	7.2	7.2	
	SS	mg/l	0.7	2.8	0.9	3.7	6.7	0.7	1.0	1.5
	BOD	mg/l	0.6	2.7	0.2未満	4.7	17	0.5	0.8	1.4
	DO	mg/l	11.6	9.8	13.4	10.1	11.3	10.9	13.1	10.3
	大腸菌群数	MPN/100ml	4900	14000	4900	1400	49000	2200	1700	330
	ヘキサ ン抽出物質	mg/l	1未満	1未満	1未満	1	1	1未満	1未満	1未満
	全りん	mg/l	0.021	0.061	0.052	0.14	0.24	0.045	0.023	0.080
	比較	大腸菌群を除く	AA	B	AA	C	E	AA	AA	A
		大腸菌群を含む	C	C	B	B	E	B	B	A

○参考

羅臼川と知西別川の水質基準を悪化しているのは、大腸菌群数が高いためです。大腸菌群除けば、清浄な水質となっています。

数十年前に水質指標が設定されたころには大腸菌を簡易に測定する方法がありませんでした。その代わりに簡易な測定方法として大腸菌を含むけれどもその他の類似の菌も測定してしまう大腸菌群という指標が導入され、これが主流となり現在も使われてきています。

大腸菌群は大腸菌以外の菌が検出されてしまうという大きな欠点があり、糞便汚染がなくても元々自然界に存在する菌が大腸菌群と判断されてしまうこともあります。

そうしたことから、大腸菌群数を除いた環境基準と含んだ環境基準を掲載しています。



知西別川の水質検査

■ 羅臼港内に排出されている排水について

羅臼港内に排出されている排水、B地点、C地点の水質検査結果と、本来、日排水量が50m³を越える施設に適用される排水基準とを比較すると、大腸菌群数において1回目、2回目ともに許容範囲(3000個/m³)の超過が認められ、CODにおいて10月13日のC地点で許容範囲(120mg/L・日間平均)の超過が認められました。

他の項目については許容範囲の超過は認められませんでした。

しかし羅臼港は、堤防等による港内の構造や潮流の関係から、港内と外洋における海水の交換が起こりにくいと考えられます。このため、例え排水基準以下の排水を放流していても、長期にわたり海水交換の少ない港内に排水が流入し続けると、排水の停滞・蓄積により港内の水質悪化を招くことも考えられ、その水質と排水量については継続した監視が必要です。

【平成22年度の調査結果】

	地点		B地点		C地点	
	検査日		10/13	11/5	10/13	11/5
羅 臼 漁 港 内	pH		7.0	—	5.7	6.5
	SS	mg/l	11	—	61	12
	BOD	mg/l	15	—	110	56
	COD	mg/l	12	—	140	31
	透視度	(度)	20	—	10	30以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	5300	—	3600	10000
	ヘキササン抽出物質	mg/l	4	—	2	2
	全窒素	mg/l	3.1	—	5.3	8.7
	全りん	mg/l	0.49	—	0.82	0.98

○ 羅臼漁港内A地点は、両検査日ともに排水が流れておらず未検査。

- A地点 川上歯科医院付近 海側
- B地点 中陳敏明氏宅付近 海側
- C地点 福家設備工業付近 海側



羅臼漁港内水質検査

■ 羅臼川に排出される排水について

羅臼川に流入する排水、D 地点、E 地点、F 地点については、排水路内に汚濁処理設備が設置されており、その上流及び下流について調査を行っています。

今回の検査結果を本来、日排水量が 50 m³を越える施設に適用される排水基準と比較すると大腸菌群数において、D 地点で 1 回目検査時の下流、2 回目検査時の上流、E 地点で 1 回目検査時の上・下流、2 回目検査時の上・下流、F 地点で 1 回目及び 2 回目検査時の上流で許容範囲（3000 個/m¹）の超過が認められましたが、他の項目については許容範囲の超過は認められませんでした。

浄化施設による浄化は大別して 2 つの作用により行なわれると考えられます。

一つは浄化施設の「フィルター」としての作用であり、SS 濃度などが高い排水の浄化に有効であると考えられます。二つ目に施設内のろ過体に生息する微生物が排水中の有機物を摂取することによる浄化作用であり、BOD・COD 濃度などが高い排水の浄化に有効であると思われます。

しかし大腸菌群数については、これらの方法による浄化は必ずしも期待できるとは言えず、別途の処理方法を検討する必要があります。

汚濁処理設備による浄化効果は、検査時期・時間・調査地点により差がありますが、初期値が高いほど浄化効果も高いという傾向が認められています。

【平成 22 年度の調査結果】

羅臼川排水 D 地点 (富士ハイツ付近)	検査日		検査実施日 10/13			検査実施日 11/5		
	区分		上流	下流	浄化率%	上流	下流	浄化率%
	pH		6.8	6.8	—	6.9	6.9	—
	SS	mg/l	4	5	—	1	2	—
	BOD	mg/l	4.9	7.7	—	3.4	7.4	—
	COD	mg/l	5.4	7.4	—	2.8	4.8	—
	透視度	(度)	30 以上	30 以上	—	30 以上	30 以上	—
	大腸菌群数	MPN/100ml	1200	7600	—	3200	2800	—
	ヘキサノ抽出物質	mg/l	1 未満	1 未満	—	1 未満	1 未満	—
	全窒素	mg/l	3.0	3.5	—	1.2	1.1	—
	全りん	mg/l	0.28	0.36	—	0.073	0.12	—

※浄化率 20%未満は省略

羅臼川排水E地点 (羅臼ハイヤー付近)	検査日		検査実施日 10/13			検査実施日 11/5		
	区分		上流	下流	浄化率%	上流	下流	浄化率%
	pH		6.9	7.0	—	7.3	7.4	—
	SS	mg/l	7	6	—	2	2	—
	BOD	mg/l	13	13	—	5.7	4.1	28
	COD	mg/l	16	17	—	10	9.0	—
	透視度	(度)	30以上	30以上	—	30以上	30以上	—
	大腸菌群数	MPN/100ml	21000	32000	—	5800	7600	—
	ヘキサ ン抽出物質	mg/l	1	1未満	—	1未満	1未満	—
	全窒素	mg/l	13	8.2	37	3.2	3.4	—
	全りん	mg/l	1.8	1.1	39	0.086	0.44	—

※浄化率 20%未満は省略

羅臼川排水F地点 (羅臼橋本町側真下付近)	検査日		検査実施日 10/13			検査実施日 11/5		
	区分		上流	下流	浄化率%	上流	下流	浄化率%
	pH		6.9	7.1	—	6.9	7.1	—
	SS	mg/l	12	12	—	11	23	—
	BOD	mg/l	20	1.8	91	20	2.1	90
	COD	mg/l	11	4.6	58	12	6.2	48
	透視度	(度)	30以上	30以上	—	30以上	30以上	—
	大腸菌群数	MPN/100ml	11000	290	97	28000	400	99
	ヘキサ ン抽出物質	mg/l	2	1未満	—	3	1未満	—
	全窒素	mg/l	1.7	1.1	35	2.3	1.9	—
	全りん	mg/l	0.15	0.15	—	0.56	0.36	36

※浄化率 20%未満は省略



排水水質検査

■茶志別地先の浸透水水質検査結果について

茶志別地先の浸透水については、上流部の溜池と海に流入する直前の沢の 2 箇所で行なっています。

溜池ではアンモニア性窒素、SS 等が高く、沢ではこれらの数値が減少するという傾向が見られ、今年度においても従来と同様の結果が得られています。このことから通常は溜池から海までの流下過程において沢周辺の植物などによる浄化や、雨水などの流入による希釈が行なわれ、汚濁物質濃度減少が引き起こされていると考えられます。

よって、この浸透水の流入による周辺海域に対する影響は通常小さいと考えられますが、気象条件などによっては他の要因による沢水の汚濁が引き起こされる可能性もあるため、気象条件などにも留意しながら、今後も継続的な監視を続ける必要があると考えられます。

茶志別地先		溜池付近				ばんけいの沢			
年度		H19	H20	H21	H22	H19	H20	H21	H22
pH		6.8	6.8	6.7	6.7	7.6	7.8	7.8	7.7
SS	mg/l	46	130	68	48	5.2	2.6	25	3.8
BOD	mg/l	7.2	5.3	0.6	4.1	2.2	13	1.9	0.6
アンモニア性窒素	mg/l	15	40	17	19	0.50	0.05 未満	1.1	0.05 未満
硝酸性窒素	mg/l	0.06	0.26	0.02 未満	0.02 未満	3.7	6.8	1.2	2.5
塩素イオン	mg/l	340	380	140	68	140	120	61	43
全鉄	mg/l	0.18	54	29	23	0.46	33	2.4	0.76



溜池の水質検査



海に流入する直前の沢の水質検査

○主な水質用語解説

用 語	解 説
pH（水素イオン濃度）	<p>水の酸性・アルカリ性を示すもので pH が 7 のときは中性、これより数値の高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性であることを示します。pH の急激な変化は有害物質の混入などの異常があったことを示します。</p>
DO（溶存酸素）	<p>水中に溶解している酸素量を言い、有機物による汚染の著しいほど低い濃度を示します。一般に魚介類の生存には 5 mg/L 以上の溶存酸素が必要とされています。</p>
BOD（生物化学的酸素要求量）	<p>水中にある有機物をバクテリアが分解するのに必要な酸素の量をいい、この値により水中にある生物化学的な分解を受ける有機物の量を示します。BOD は最も広く使われている汚濁の指標です。</p>
SS（浮遊物質または懸濁物質）	<p>水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質のことで、粘土鉱物に由来する微粒子や、動植物プランクトン及びその死骸、下水・工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿などが含まれます。</p> <p>通常の河川の SS は 25～ 100mg/L 以下ですが、降雨後の濁水の流出時には数百 mg/L 以上になることもあります。</p>
大腸菌群数	<p>大腸菌群とは、大腸菌及び大腸菌ときわめてよく似た性質を持つ細菌の総称です。大腸菌群は、多少の例外はありますが、一般に人畜の腸管内に常時生息し、健康な人間の糞便 1 g 中に 10 億～100 億存在するといわれています。そのため、微量のし尿によって水が汚染されてもきわめて鋭敏に大腸菌群が検出され、また、その数に変動をきたします。大腸菌群の検出は容易かつ確実なので、し尿汚染の指標として広く用いられています。</p> <p>大腸菌群自身は、普通病原性はなく、また糞便性でない大腸菌群が検出されたからといって直ちにその水が危険であるとはいえません。しかし、大腸菌群が多数検出されることは、その水はし尿による汚染を受けた可能性が高く、したがって赤痢菌やサルモネラ菌などの病原性細菌によって汚染されている危険があるということを示すものです。</p>
総窒素	<p>水中の窒素の総量で窒素ガス(N₂)として溶存している窒素は含まれていません。富栄養化の指標としては、総窒素がもっともよく使われ、富栄養と貧栄養の限界値は 0.15～0.20mg/L 程度とされています。</p>
総リン	<p>水中のすべてのリン化合物を定量したもので、富栄養化の目安としては、0.02mg/L 程度とされています。</p>

○生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1000MPN/100ml 以下
B	水道3級 工業用水1級およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級・ 農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—

1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
2. 水道1級: 濾過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用

4. 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級: 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

○排水基準値表

項 目	基準値 (許容限度)
水素イオン濃度 (pH)	海域以外に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/l (日間平均 120 mg/l)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/l (日間平均 120 mg/l)
浮遊物質 (SS)	200 mg/l (日間平均 150 mg/l)
ノルマルヘキサン抽出物質量 (鉱油類含有量)	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質量含有量(動物性油脂類含有量)	30 mg/l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	5 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/m ³
窒素含有量	120 mg/l (日間平均 60 mg/l)
燐含有量	16 mg/l (日間平均 8 mg/l)

※日間平均による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

(2) 合併処理浄化槽

羅臼町では、公共下水道が未整備となっているため、生活雑排水が問題視されておりましたが、河川や海の水質を保全するために、平成3年度より合併処理浄化槽の普及を促進しています。

■ 普及状況

平成3年度から普及事業を開始し、平成17年度末には普及率50%を超え、平成22年度末には65%を超えたところです。

しかし、郊外地区と比較し市街地区は家屋が密集しており、設置スペースの制限上普及が進まない状況となっています。

○平成22年度末現在の設置状況

区分	H21	H22	比較
行政区域内人口	6,024 人	5,908 人	-116 人
合併処理浄化槽利用人口	3,711 人	3,888 人	+177 人
生活排水処理率	62.60%	65.81%	+3.21%
合併処理浄化槽設置基数	856 基	879 基	+23 基

○一般住宅の補助金額の推移

人槽	区分	H3~5	H6~16	H17~18	H19~21	H22~23
5人槽	既存	480,000	1,050,000	750,000	740,000	620,000
	新築		850,000	600,000	590,000	470,000
7人槽	既存	700,000	1,250,000	900,000	890,000	740,000
	新築		1,050,000	750,000	740,000	590,000
10人槽	既存	1,160,000	1,750,000	1,250,000	1,240,000	1,060,000
	新築		1,500,000	1,050,000	1,040,000	860,000

※ H3~H5年度の助成者に対し、H6年度の補助金額の差額分を一部支給。

(H3年度 1/3 H4年度 1/2 H5年度 2/3)

(3) 大気の状態

人間の経済活動により、大気環境に様々な影響が現れて来ていますが、大気の状態は目で見て確かめることが難しいものがあります。

環境省では、昭和 63 年度から「全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)」事業を行い、星空の観察という身近な方法により大気環境の状態を調査するとともに、参加者に大気環境保全の重要性について考えていただくことを目的に、全国の市町村に参加を呼びかけ、羅臼町でも平成 20 年度から実施しています。

平成 22 年度夏季は、8 月 6 日に羅臼川河川敷で実施し、肉眼による天の川の観察。双眼鏡を用いての「こと座」の観察。星空の写真撮影を実施しました。

冬季は同じく羅臼川河川敷で平成 23 年 2 月 4 日に実施し、肉眼による天の川の観察。双眼鏡を用いて「すばる」の観察を行ないました。

ともに肉眼での観察ができる良好な観察結果でありました。

(4) 海岸漂着ごみ

海岸漂着ごみについては、全国的に問題となっていますが、羅臼町においても例外ではありません。

特に世界自然遺産登録地であり、国立公園でもある知床半島先端の沿岸には、漁網などの漁業資材が多量に漂着し放置されている状況であり、また、ペットボトルなどの一般ごみや海外からのごみも漂着しています。

しかし、先端部付近は道路がないため、大量のごみ回収は物理的に困難な状況となっています。

■海岸漂着ごみ回収の取り組み

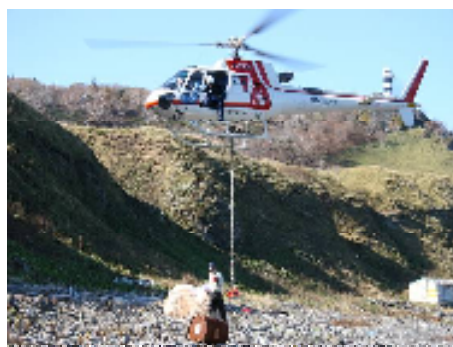
平成 11 年度より、町主催による「知床岬クリーンボランティアツアー」や教育委員会主催の「知床キッズ」による知床半島クリーン作戦を実施。平成 17 年度からは地元の「NPO 法人しれとこら・ウシ」と町共催によるクリーンボランティアツアーを開催しています。また、羅臼漁業協同組合定置部会、町による回収活動を行っており、町内における取り組みが活発になっています。

しかし、知床半島先端部付近のごみの回収は、ほとんどが文吉湾などに船で上陸し、人力で回収。回収したごみを船まで持ち帰る人海戦術に頼るしかなく、回収効率が悪い状況となっています。

なお、平成 21 年度に環境省において、小型船で送り込んだ回収要員による手作業（人力）を基本とし、一部エンジンカッターなどの工具を用いながら海岸ごみを回収。回収したごみをヘリコプターにより搬出を実施し、ボランティア回収では取りきれないごみの回収をすることにより風致景観の改善及び今後の知床半島地域における効果的な回収方法を検討・構築を目的とした回収事業が行われました。



環境省事業 知床岬付近での作業状況
(写真：知床財団提供)



環境省事業 ヘリコプターによるごみの搬出
(写真：知床財団提供)

■平成 22 年度のクリーンボランティアなどの回収実績

【町単独】 平成 22 年 7 月 17 日（土）

	参加者	可燃ごみ	不燃ごみ	漁具など	計
7/17	10	142.0 kg	17.0 kg	—	159.0 kg

【知床キッズ】《荒天のため中止》

【羅臼漁協】平成 22 年 7 月 15 日（木）

	参加者	可燃ごみ	不燃ごみ	漁具など	計
7/15	42	460.0 kg	—	1500.0 kg	1960.0 kg



【NPO・町共催等】

知床岬クリーンボランティア

	参加者	可燃ごみ	不燃ごみ	漁具など	計
7/26	19	107.5.0 kg	41.5 kg	—	149.0 kg
9/7	13	72.0 kg	115.0 kg	—	187.0 kg
9/12	29	64.5 kg	123.0 kg	—	187.5 kg
9/15	13	142.0 kg	17.0 kg	—	159.0 kg
計	74	386.0 kg	296.5 kg	—	682.5 kg

※9/15 の場所は、幌萌～峯浜海岸

※6/30、7/10 は荒天のため中止。

(5) 一般廃棄物

■ ごみ処理の広域化

近年の社会情勢の変化により、年々増大するごみ量とごみ質の多様化により発生するダイオキシン類などの公害問題が大きな社会問題となっています。また、以前のとおり各自治体が単独でごみ処理施設を整備するとなると施設建設・維持費を莫大に要することになるため、ごみ処理の広域化が進められています。

羅臼町では、根室北部廃棄物処理広域連合を構成する4町（別海町、中標津町、標津町、羅臼町）において可能な範囲で共同処理することを目的に関連施設整備を図ることとしています。これまで各町がそれぞれの焼却施設で処理していた可燃ごみについては、4町が共同で処理する根室北部広域ごみ処理施設が建設され、平成18年9月より供用を開始しています。

なお、生ごみについては、可燃ごみの削減、広域ごみ処理施設までの搬送料の経費削減、資源の有効活用などにより、羅臼町単独で堆肥化処理施設に処理を委託しています。

また、資源ごみは3町（中標津町、標津町、羅臼町）によるリサイクルセンターを建設し、最終処分場については、標津町及び羅臼町において共同建設を行い、リサイクルセンターは平成16年7月より、最終処分場は同年8月より供用を開始しています。

(主なごみ処理施設構成自治体)

分類	所在地・施設名	構成自治体
生ごみ	峯浜町 堆肥化处理施設	羅臼町(単独)
燃やせるごみ	別海町 広域ごみ処理施設	羅臼町・別海町・中標津町・標津町
燃やせないごみ	標津町 最終処分場	羅臼町・標津町
資源ごみ	中標津町 リサイクルセンター	羅臼町・中標津町・標津町

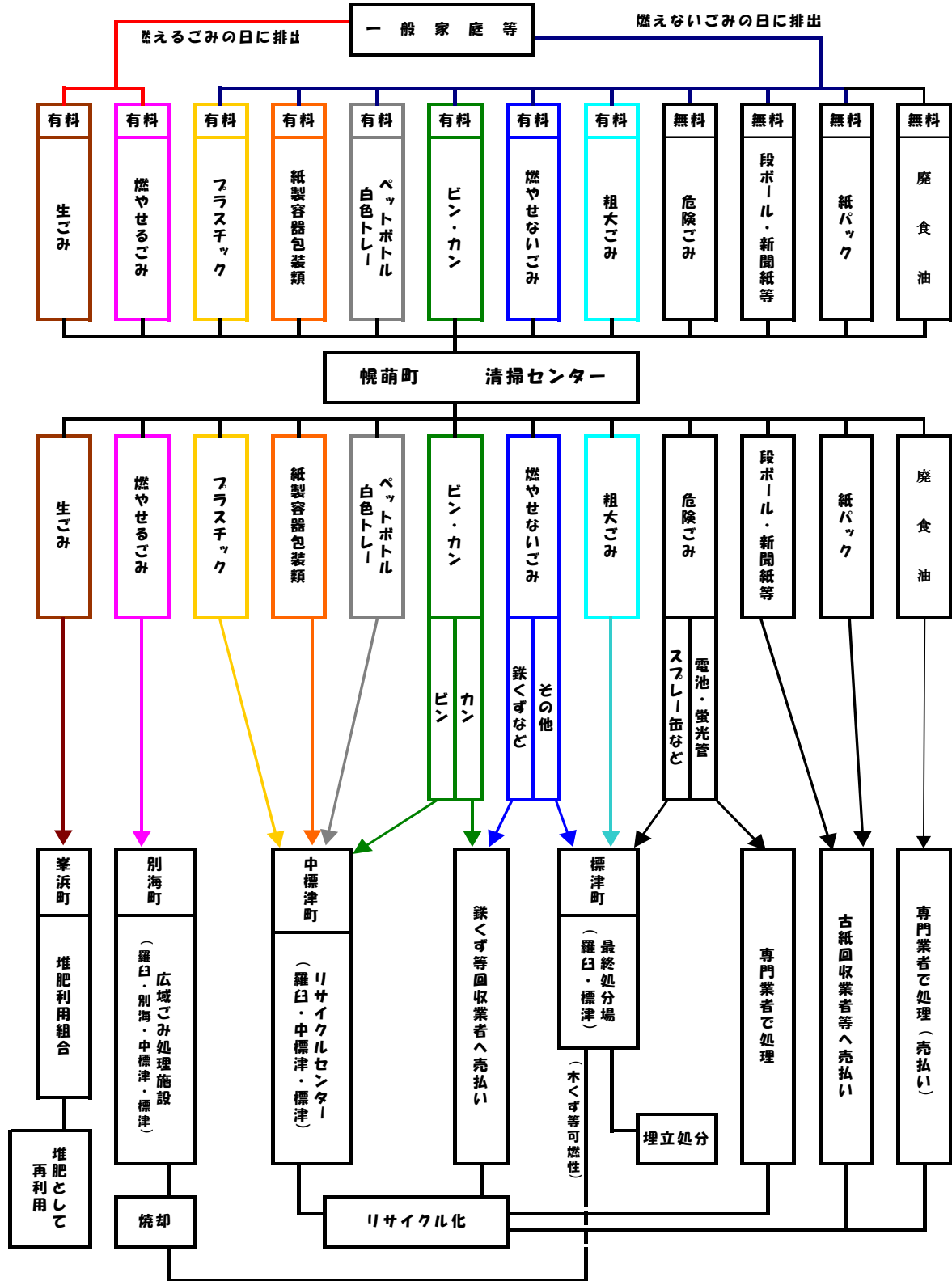
(近年の歴史)

- 平成14年11月 分別収集開始
- 平成14年12月 ごみ焼却施設停止
- 平成15年12月 ごみ料金 定額制から従量制へ(指定袋開始)
- 平成16年 6月 リサイクルセンター稼働(中標津町)
- 平成16年 8月 最終処分場稼働(標津町)
- 平成17年 7月 観光客専用ごみ袋の販売開始
- 平成17年 8月 堆肥利用組合での生ごみ処理開始
- 平成17年 9月 ごみ料金改定
- 平成18年 9月 広域ごみ処理施設稼働(別海町)
- 平成19年 4月 各ごみ処理施設本格稼働のため、ごみの分別の一部改定

■ ごみ処理の流れ

羅臼町 一般廃棄物の収集処理の流れ

平成23年4月 現在



■ ごみ収集

羅臼町内のごみ収集は、ほぼ全域の地域で、生ごみと燃やせるごみを週2回、資源ごみや不燃ごみ等を週1回戸別にて収集を行っています。

○燃やせるごみの日の収集日程表

燃やせるごみの日 生ごみ ・ 燃やせるごみ						
月曜日	船見町 (漁協前付近)	8:20	麻布町	9:20	麻布町 (岩田水産付近)	13:55
	栄町 (公民館・信金住宅付近)	8:30	春日町・幌萌町	9:55	八木浜町 (会館以南)	14:15
	栄町高台	8:35	栄町 (しずか食堂付近)	13:15	峯浜町	14:35
	松法町	9:00	湯の沢町	13:25		
火曜日	富士見町 (村田スポーツ付近)	8:15	八木浜町 (知西別川～会館)	9:15		
	本町	8:20	知昭町 (教員住宅付近)	9:35		
	緑町	8:35	礼文町 (本町公住付近)	13:15		
	知昭町	9:00	共栄町	13:50		
水曜日	栄町 (診療所前)	8:15	岬町	9:35		
	富士見町	8:17	船見町 (商工会付近)	13:15		
	船見町 (飲食店街)	8:30	海岸町 (天狗岩山側付近)	13:35		
	海岸町	8:45				
木曜日	船見町 (漁協前付近)	8:20	麻布町	9:20	麻布町 (岩田水産付近)	13:55
	栄町 (公民館・信金住宅付近)	8:30	春日町・幌萌町	9:55	八木浜町 (会館以南)	14:15
	栄町高台	8:35	栄町 (しずか食堂付近)	13:15	峯浜町	14:35
	松法町	9:00	湯の沢町	13:25		
金曜日	富士見町 (村田スポーツ付近)	8:15	八木浜町 (知西別川～会館)	9:15		
	本町	8:35	知昭町 (教員住宅付近)	9:35		
	緑町	8:35	礼文町 (本町公住付近)	13:15		
	知昭町	9:00	共栄町	13:50		
土曜日	栄町 (診療所前)	8:15	海岸町	8:45		
	富士見町	8:20	海岸町 (天狗岩山側付近)	9:10		
	船見町 (飲食店街)	8:30	岬町	9:20		
	船見町 (商工会付近)	8:35				

(時間については、目安の時間となっております)



燃やせるごみの日の収集

○燃やせないごみの日の収集日程表

燃やせないごみの日				
燃やせないごみ・粗大ごみ・危険ごみ・プラスチック製容器包装・紙製容器包装 ビン・缶・紙パック・新聞・段ボール・雑誌・その他紙				
月曜日	富士見町（村田スポーツ付近）	8:25	本町（町道5号線）	13:20
	本町（旧国道）	8:30	礼文町（公住付近）	13:35
	礼文町・本町（バイパス）	8:45	礼文町（セイコーマート）	13:50
	緑町	9:00		
火曜日	栄町（診療所前）	8:20	船見町（アポロ石油付近）	8:45
	富士見町	8:30	船見町（商工会・海保付近）	13:20
	富士見町（福家設備付近）	8:35	松法町	13:45
	富士見町（ふちの商店付近）	8:40		
水曜日	船見町（漁協～共栄堂付近）	8:20	栄町（しずか食堂付近）	13:15
	栄町（公民館付近）	8:40	湯の沢町	13:40
	栄町高台	8:45		
	峯浜町	9:35		
木曜日	知昭町	8:15		
	八木浜町（知西別川～会館）	8:30		
	知昭町（教員住宅付近）	9:15		
	共栄町	13:20		
金曜日	海岸町（1区～3区）	8:20	岬町（モセカル）	13:45
	岬町（漁港～岩見橋）	9:10		
	岬町（旧学校付近）	9:25		
	海岸町（4区）	13:30		
土曜日	八木浜町（会館以南）	8:10	麻布町（山側）	9:55
	麻布町（海側）	8:30		
	春日町・幌萌町（海側）	8:45		
	春日町（山側）	9:40		

（時間については、目安の時間となっております）



燃やせないごみの日の収集

■ ごみの分別・排出

ごみの分別・排出方法については、平成14年10月までは、「燃えるごみ」と「燃えないごみ」の2種類でしたが、ダイオキシン排出規制や容器包装リサイクルなどの法律改正により、羅臼町でも平成14年11月から11種類に分別してから排出する方法となりました。

その後、各ごみ処理施設完成までの間、分別区分の変更はありましたが、平成18年9月に根室北部広域ごみ処理施設が完成し、平成19年度から現在の分別方法となっています。

現在は11種類に分別し、有料の一般廃棄物については、基本的に町が指定する袋に入れて排出できます。一部無料で排出できる一般廃棄物もあります。

○一般廃棄物の分別・排出方法一覧表

	分類	内容	排出方法
有 料	生ごみ	残飯、野菜くず、魚の内臓、卵の殻など	指定袋
	燃やせるごみ	紙くず、ゴム類、繊維類など	指定袋
	燃やせないごみ	金属類、ガラス類、陶器類など	指定袋
	プラスチック製容器包装	マークのついたプラスチック	指定袋
	紙製容器包装	マークのついた紙製容器	指定袋
	白色トレイ・ペットボトル	白色のトレイ、マークのついたペットボトル	指定袋
	ビン・缶	飲料等のビン、アルミ、スチールマークのついた缶	指定袋
	粗大ごみ	家具、布団などの大型ごみ	シール貼り付け
無 料	危険ごみ	電球、蛍光管、ライター、電池など	半透明の袋
	紙パック	牛乳などの紙パック	半透明の袋
	段ボール、新聞紙、雑誌		晴天時に各々束ねる

○識別マーク一覧



■ ごみ処理手数料

羅臼町では、「ごみの減量化」・「資源の有効活用」を目指すため、ごみ処理料金を「定額制」から現在、各自治体が主流である「従量制」へ見直しました。

従量制は、ごみの出した量に応じて処理料を負担する制度で、町が指定する「ごみ袋」等を購入してごみ処理料金を納めます。工夫次第でごみ料金を節約することも「ごみの減量化」や「資源の有効活用」を期待できます。

○平成 17 年 9 月からの料金体制

分別区分 (指定袋の色)	10 枚あたりの料金							
	容量 (ℓ)	金額 (円)	容量 (ℓ)	金額 (円)	容量 (ℓ)	金額 (円)	容量 (ℓ)	金額 (円)
生ごみ (薄茶)	45	1,200 900 300	20	800 600 200	10	400 300 100	6	250
燃やせるごみ (桃色)	45	1,200 900 300	20	800 600 200	上段：新料金 中段：旧料金 下段：差額 ※平成 18 年 6 月から生ごみの 6ℓ 容器を発売開始し、生ごみの 45ℓ 容器の発売を中止。			
燃やせないごみ (青色)	45	1,200 900 300	20	800 600 200				
プラスチック製容器包装 (黄色)	45	650 450 200	20	400 300 100				
紙製容器包装 (橙色)	45	650 450 200	20	400 300 100				
白色トレイ・ペットボトル (白色)	45	650 450 200	20	400 300 100				
ビン・缶 (緑色)	45	650 450 200	20	400 300 100				
粗大ごみ (シール)	20 kg につき 200 円 (変更なし)							
危険ごみ	無料 (変更なし)							
段ボール・新聞・雑誌								
紙パック								

■ 指定ごみ袋取扱店

平成 23 年度末現在、下記 24 店舗で指定ごみ袋の販売を行っています。

○平成 23 年度 指定ごみ袋取扱店

住所	取扱店	住所	取扱店
峯浜町	下柵棚商店	富士見町	ふちの商店
峯浜町	松原商店	富士見町	和泉薬局
春日町	幾田商店	富士見町	宮崎商店
八木浜町	セイコーマート芦崎	富士見町	セイコーマート富士見
知昭町	清野商店	富士見町	杉本商店
知昭町	ホームセンターツルヤ	富士見町	えびすや山下商店
礼文町	セイコーマート羅臼礼文	富士見町	村田呉服店
本町	みなとや商店	船見町	共栄堂薬品
本町	原田商店	船見町	小倉商店
本町	丸は濱屋金物店	船見町	丸久佐藤商店
本町	丸大阿部商店	海岸町	佐藤商店
栄町	はまなす調剤薬局	岬町	浦田商店

(24 店舗)



ごみ袋取扱店 店内

■ 指定ごみ袋の売上

過去 3 年間の指定ごみ袋の売上については、人口減少に伴い、売上が減少傾向となっています。

○生ごみ

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
6ℓ	250	3,726	931,500	2,989	747,250	3,156	789,000
10ℓ	400	7,598	3,039,200	8,033	3,213,200	7,426	2,970,400
20ℓ	800	2,353	1,882,400	2,293	1,834,400	1,978	1,582,400
計		13,677	5,853,100	13,315	5,794,850	12,560	5,341,800

○燃やせるごみ

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	800	6,015	4,812,000	6,253	5,002,400	6,215	4,972,000
45ℓ	1,200	6,767	8,120,400	6,816	8,179,200	7,024	8,428,800
計		12,782	12,932,400	13,069	13,181,600	13,239	13,400,800

○燃やせないごみ

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	800	527	421,600	597	477,600	529	423,200
45ℓ	1,200	367	440,400	408	489,600	383	459,600
計		894	862,000	1,005	967,200	912	882,800

○プラスチック製包装容器

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	400	3,320	1,328,000	3,212	1,284,800	2,884	1,153,600
45ℓ	650	2,926	1,901,900	2,554	1,660,100	2,408	1,565,200
計		6,246	3,229,900	5,766	2,944,900	5,292	2,718,800

○紙製容器包装

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	400	979	391,600	960	384,000	804	321,600
45ℓ	650	608	395,200	509	330,850	585	380,250
計		1,587	786,800	1,469	714,850	1,389	701,850

○白色トレイ・ペットボトル

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	400	1,411	564,400	1,511	604,400	1,630	652,000
45ℓ	650	825	536,250	828	538,200	988	642,200
計		2,236	1,100,650	2,339	1,142,600	2,618	1,294,200

○ビン・缶

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	400	2,305	922,000	2,378	951,200	2,194	877,600
45ℓ	650	1,325	861,250	1,281	832,650	1,361	884,650
計		3,630	1,783,250	3,659	1,783,850	3,555	1,762,250

○粗大ごみ

区分 内容	単価 (円)	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		枚数	金額 (円)	枚数	金額 (円)	枚数	金額 (円)
シール	200	6,995	1,399,000	6,940	1,388,000	7,290	1,458,000

○10 円証紙

区分 内容	単価 (円)	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		枚数	金額 (円)	枚数	金額 (円)	枚数	金額 (円)
シール	10	8,400	84,000	4,880	48,800	2,780	27,800

○総合計

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
総合計	28,031,100	27,966,650	27,588,300

■ ごみ処理量

平成 21 年度の羅臼町民の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、1,146 g で全道、全国平均と比較するとごみ排出量が多めに推移しており、行政と町民 1 人 1 人が更なるごみの減量化に向けて努力する必要があります。

○過去 5 年間の羅臼町、全道及び全国のごみ量

年度	区分	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1 人 1 日当たりの 排出量 (g/人日)	備 考
平成 17 年度	羅臼町	6,659	2,915	1,199	
	全 道	5,659,601	2,522,443	1,221	
	全 国	127,712,272	52,719,809	1,131	
平成 18 年度	羅臼町	6,504	2,896	1,220	
	全 道	5,641,046	2,455,751	1,193	
	全 国	127,780,819	52,023,812	1,115	
平成 19 年度	羅臼町	6,356	2,698	1,160	羅臼町が関係する、 各処理施設完成に伴 い、現在の分別体制 へ移行
	全 道	5,610,763	2,328,312	1,134	
	全 国	127,486,967	50,816,391	1,089	
平成 20 年度	羅臼町	6,163	2,485	1,105	
	全 道	5,577,797	2,182,092	1,072	
	全 国	127,529,841	48,106,447	1,033	
平成 21 年度	羅臼町	6,060	2,535	1,146	
	全 道	5,546,026	2,099,594	1,037	
	全 国	127,429,340	46,252,373	994	

(環境省 一般廃棄物処理実態調査より)

○各ごみ処理施設搬入量

【単位：kg】

分類	生ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ
所在地	羅臼町峯浜町	別海町	標津町	中標津町
施設名	堆肥化利用施設	広域ごみ処理施設	最終処分場	リサイクルセンター
H20	771,090	853,230	103,080	201,642
H21	760,040	879,180	137,991	196,134
H22	705,200	871,040	58,280	189,765

分類	アルミ缶	スチール缶	鉄くず	電池・蛍光管
所在地	民間業者	民間業者	民間業者	北見市
施設名	(見積合せにて決定)	(見積合せにて決定)	(見積合せにて決定)	野村興産(株)
H20	20,940	56,510	27,887	3,380
H21	22,000	52,620	57,754	3,240
H22	22,890	56,430	82,034	3,410

分類	新聞	雑誌	段ボール	紙パック
所在地	民間業者	民間業者	民間業者	民間業者
施設名	(見積合せにて決定)	(見積合せにて決定)	(見積合せにて決定)	(見積合せにて決定)
H20	132,840	117,540	195,060	2,993
H21	117,740	111,680	194,123	2,525
H22	116,590	109,670	197,260	2,540



清掃センターでの空き缶・空き瓶分別作業

■ ごみ処理費用に係る住民負担割合

平成 19 年度以降のごみ処理施設整備後のごみ処理費用に係る住民負担割合は、年々下降しています。人口減によるごみ袋収入の減少及びアルミ缶・スチール缶の売払い単価が下落傾向のため、歳入が減少していることが主な要因となっています。

平成 22 年度からは各ごみ処理施設の公債費の本格償還が開始され、ごみ処理費用の増大が確実で、住民負担割合はさらに下降することが予想され、町財政に大きな影響を与える状況です。

○過去 3 年間の住民負担割合

	歳入 (住民等負担額)	歳出 (ごみ処理費用)	差額 (税金負担額)	住民負担割合
平成 20 年度	38,149,587	255,336,297	217,186,710	14.94%
平成 21 年度	34,639,701	251,456,900	216,817,199	13.78%
平成 22 年度	37,679,143	264,521,346	226,842,203	14.24%

○根室北部廃棄物処理広域連合 構成町のごみ袋料金

	可燃・不燃系	資源系 (プラ、ペット等)
別海町	60 円	10 円
中標津町	80 円	無料
標津町	90 円	20 円
羅臼町	120 円	65 円

※ 1 枚あたりの価格で、容量は 40ℓ又は 45ℓ。

■ 観光客専用ごみ袋

以前より観光客の「ごみ」の受入態勢が不十分なため、観光客からの不満や観光地等でのごみが懸念されていましたが、この対策として平成17年7月より観光客専用ごみ袋を導入しました。販売場所は町内の商店や観光施設等で「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の2種類、大きさは10リットル、価格は1枚100円としています。

しかし、この取り組みは、羅臼町内のみでの取り組みになっており、自家用車などで各地を移動する観光客には利用しにくく、キャンプ場利用者以外の観光客には、浸透しきれない状況となっています。

なお、平成19年度以降の出荷数の落ち込みについては、キャンプ場等で大量の在庫を抱えているため、出荷数が減少しています。

(袋の出荷推移)

	燃やせるごみ	燃やせないごみ
H17	5,460枚	5,300枚
H18	5,420枚	5,280枚
H19	1,290枚	1,140枚
H20	210枚	120枚
H21	250枚	80枚
H22	120枚	10枚



観光客専用ごみ袋

(袋の歳入推移)

	金額
H17	116,200円
H18	149,700円
H19	203,300円
H20	90,700円
H21	113,300円
H22	179,000円

■し尿処理

羅臼町のし尿処理は、羅臼・標津・中標津の3町による「根室北部衛生組合」を設置し、民間委託業者により収集、組合処理施設に搬入処理しています。

手数料は平成17年度より全額町民負担となっており、平成22年度の1リットル当たりの単価は9円80銭となっています。

(搬入量及び手数料)

	し尿	浄化槽汚泥	計	手数料		
				住民負担	町負担	合計
平成15年度	2,737 t	1,934 t	4,671 t	6円70銭	1円68銭	8円38銭
平成16年度	2,493 t	1,941 t	4,434 t	6円70銭	1円68銭	8円38銭
平成17年度	2,429 t	1,957 t	4,386 t	8円10銭	0円	8円10銭
平成18年度	2,464 t	1,985 t	4,449 t	8円10銭	0円	8円10銭
平成19年度	2,287 t	1,898 t	4,185 t	8円10銭	0円	8円10銭
平成20年度	2,033 t	2,108 t	4,131 t	9円80銭	0円	9円80銭
平成21年度	1,965 t	2,323 t	4,288 t	9円80銭	0円	9円80銭
平成22年度	2,018 t	2,008 t	4,026 t	9円80銭	0円	9円80銭

4 自然環境の状況と施策

■羅臼町・知床世界自然遺産協議会

平成 17 年に知床が世界自然遺産に登録されたことを機会に、これまでの登録を推進するための「羅臼町・知床世界遺産登録推進協議会」を発展的に解散し、平成 18 年 9 月に「羅臼町・知床世界自然遺産協議会」を設立しました。

この協議会は、羅臼町内の地域住民及び民間団体等と行政機関が連携し、世界自然遺産として優れた知床の自然環境を将来に引き継ぐため、自然環境の保全と適正利用等について協議し、各種関係会議及び関係機関等へ意見反映を行うため会議が開催されています。

【平成 22 年度協議会】

会議	開催月日	主 な 会 議 内 容
通常総会	H22.6.4	H21 年度事業報告、H22 年度事業計画、ルサフィールドハウス管理運営等
第 2 回	H22.11.4	羅臼湖の利用のあり方についての提案書（案）について
専門部会	計 4 回	羅臼湖の適正利用に関する専門会議（H22.11.8 提案書を町へ提出）

■知床世界自然遺産地域連絡会議及び適正利用・エコツーリズム検討会議

知床の世界自然遺産の適正な管理のあり方を検討するとともに、効果的な保全管理、普及啓発等を推進するため、関係省庁や両町の関係団体等で構成し連絡・調整を図っています。平成 22 年度より科学委員会及び地域連絡会議等の再編を行い、新たに適正利用・エコツーリズム検討会議が新設されました。主な検討内容は、羅臼湖地区、ウトロ海域、先端部地区等の利用のあり方の検討（保護と利用の課題提示）、エコツーリズム戦略の策定に関する合意形成などです。

【平成 22 年度地域連絡会議】

会議	開催月日	主 な 会 議 内 容
第 1 回	H22.7.28	世界自然遺産登録 5 周年イベントについて、適正利用エコツーリズム検討会議の新設について 他

【平成 22 年度適正利用・エコツーリズム検討会議】

会議	開催月日	主 な 会 議 内 容
第 1 回	H22.6.22	検討会議の設置について、エコツーリズム戦略の策定について
第 2 回	H22.11.8	エコツーリズム戦略について
各部会	計 4 回	羅臼湖の利用、羅臼湖歩道のあり方、エコツーリズム戦略、

(2) 鳥獣被害防止対策

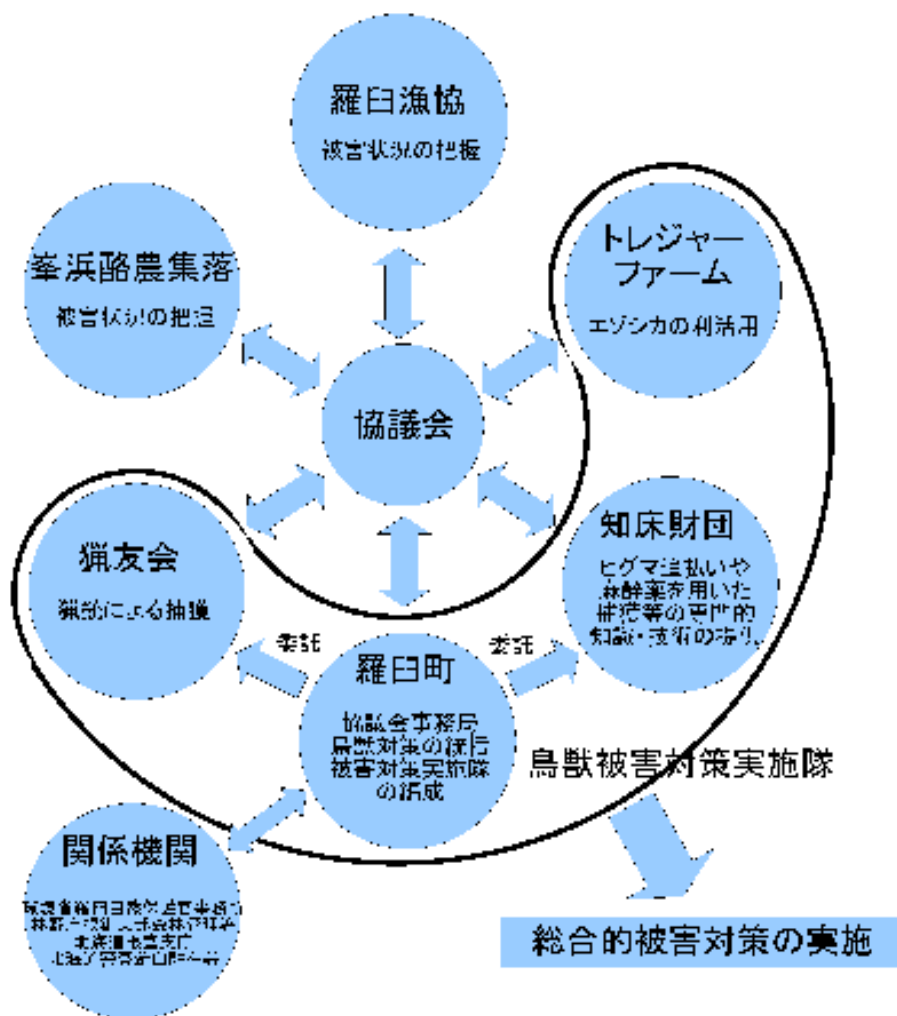
羅臼町は生物の多様性に恵まれる反面、野生動物と人との生活圏が近いがために野生鳥獣による被害が発生しており、野生動物と人が共存するため様々な対策が必要となっています。

■ 羅臼町鳥獣被害防止協議会

野生鳥獣による農林水産業被害と生活環境被害の防止を促進し野生鳥獣との共存を目指すため、平成20年4月に関係団体及び機関で構成されました。

協議会の設立によりそれまで各組織で行っていた防止対策について、それぞれが情報を共有するとともに羅臼町として総合的な鳥獣対策を行うための組織ができたこととなります。

被害防止対策協議会及び関係機関の連携体制



■ヒグマ対策

知床は世界的にみてヒグマが高密度に生息できる場所として、高い評価を得ていますが、羅臼町は人家の裏までヒグマの生息する森林がせまっているため、毎年町内全域でヒグマが出没し住民の不安材料になるとともに、人身事故の恐れや産業活動など様々な面で支障をきたします。

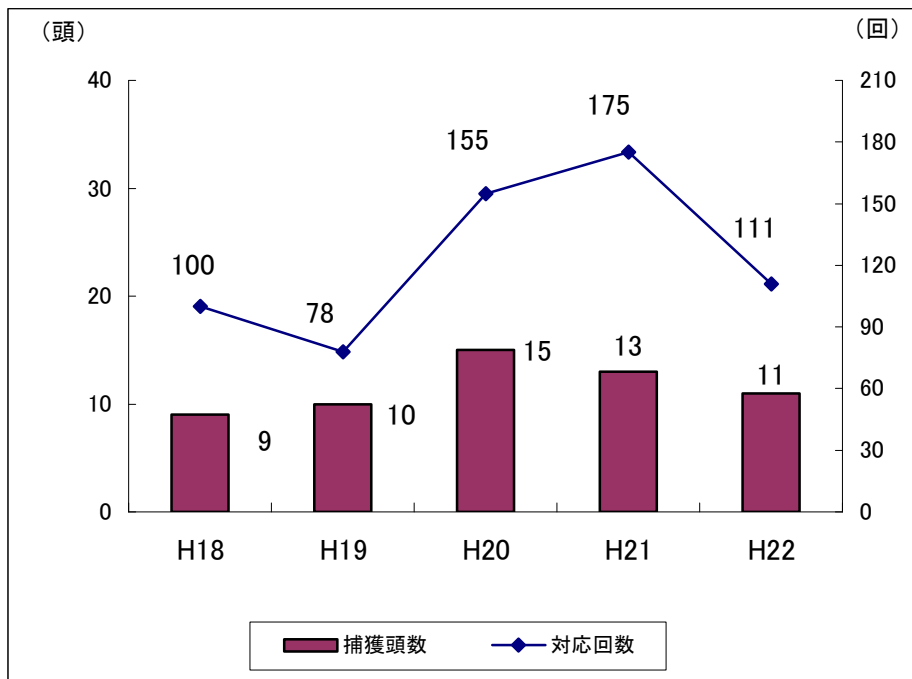


写真：環境省羅臼自然保護官事務所

ヒグマ対策としては高密度の生息状況を維持して共存を図るため、専門的な知識、技術を持つ公益財団法人知床財団および、猟友会羅臼部会へ委託しています。ヒグマ対策は追い払いを基本とし、繰り返し出没する個体や人身事故の恐れがある個体のみ捕獲します。

また、交通事故や羅網等によるエゾシカの死亡個体は、ヒグマの誘引物となることから時間や曜日を問わず、スムーズに回収できる体制を整えています。

<過去5年ヒグマ捕獲頭数>



■エゾシカ対策

北海道全域で増加しているエゾシカ生息数は羅臼町でも例外ではなく、市街地や道路脇、住宅周辺などいたるところに出没しています。増えすぎたエゾシカは交通事故や庭木、花壇の食害などの生活環境被害のみならず、知床の生態系に悪影響を及ぼす可能性が 大きく、国が行う個体数調整と併せ早急な対応が必要となっています。

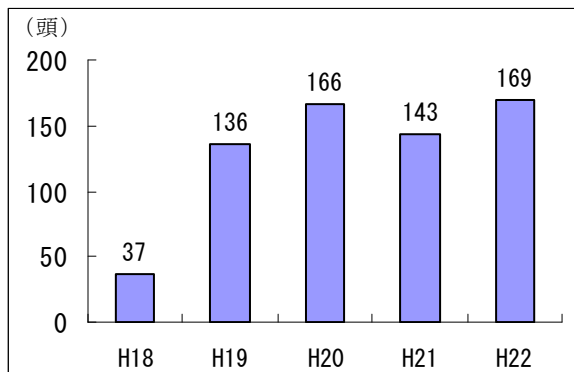


吹き矢による捕獲

市街地周辺に出没する人慣れし過ぎたエゾシカについては、銃を使用した捕獲ができないことから麻酔薬を用いた吹き矢により捕獲し、また、鳥獣保護区内のエゾシカは法律により狩猟では捕獲できないことから、有害駆除の許可により猟友会と連携し捕獲していきます。

捕獲したエゾシカについては、食肉としての有効活用を進めるため、平成 21 年度より、知床スミレ・プロジェクト主催の秋まつり会場内にて鹿肉料理の無料提供を行い、好評を得ています。

<過去5年エゾシカ捕獲頭数>



市街地に出没したエゾシカ

5 地球環境の保全

(1) 温暖化防止の取組み

地球温暖化の主因は、石油や石炭などの化石燃料を燃やすことで発生する二酸化炭素であるため、温暖化を防止するためには、ガソリンや灯油などの消費を極力減少させることが重要です。

そのため、平成21年3月に「羅臼町地球温暖化防止実行計画」を策定しました。この実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3項に基づき、羅臼町の事務事業に関し、自治体の自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、町内事業者や町民の取り組みを促し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とし、計画の期間は平成21年度から平成25年度までの5年間となっています。

羅臼町では、以前から公共施設に温泉熱利用し、省エネルギー対策に取り組んでいます。また役場庁舎で昼休み時間の蛍光灯の消灯を徹底するなど行っていますが、基本的な燃料等の使用量については大きな削減は望めない状況にあります。職員個々の取り組みにより、平成19年度における温室効果ガス総排出量から2%以上削減することを目標としています。

なお、計画初年度の21年度と22年度は目標をクリアしています。

羅臼町 事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量 (単位：排出量 kg-co2 構成比 %)

温室効果ガス 種類	基準年度		準備年度		計画年度 (H25年度まで)			
	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
二酸化炭素	2,189,202	99.03	2,037,787	99.18	2,147,254	99.16	2,074,136	99.20
メタン	8,220	0.37	6,734	0.33	7,256	0.34	6,690	0.32
一酸化二窒素	13,271	0.60	10,060	0.49	10,852	0.50	10,107	0.48
計	2,210,693	100.00	2,054,582	100.00	2,165,362	100.00	2,090,933	100.00
平成19年度 (基準年度) 比較			△ 156,111	△ 7.06	△ 45,331	△ 2.05	△ 119,760	△ 5.42
前年度 対比			△ 156,111	△ 7.06	110,780	5.39	△ 74,429	△ 3.44

各項目別の『温室効果ガス排出量と削減目標値』

調査項目	基準年 (平成 19 年度) (kg - CO2)	目標年 (平成 25 年度) (kg - CO2)	削減量 (kg - CO2)	削減率
ガソリン	55,109	53,456	1,653	3%
灯油	298,533	295,548	2,985	1%
軽油	93,509	90,704	2,805	3%
A重油	357,509	346,784	10,725	3%
LPG	42,981	42,551	430	1%
電気	1,363,052	1,335,791	27,261	2%
合計	2,210,693	2,164,834	45,859	2%以上

羅臼町の事務・事業で排出される温室効果ガスのうち99%以上を占める二酸化炭素の排出状況は次のとおりとなっています。

羅臼町 事務・事業に伴う『二酸化炭素』総排出量【施設種類別】 (単位：kg - CO2)

調査項目	基準年度	準備年度	計画年度 (H21~25年度)	
	19年度	20年度	21年度	22年度
役場	201,677	209,231	218,496	224,415
コミュニティ	397,655	338,917	406,345	379,774
保健福祉	379,267	304,574	295,831	232,414
産業観光	331,998	381,985	440,043	455,621
教育	661,265	609,784	594,145	564,938
その他	217,339	193,298	192,394	216,973
合計	2,189,202	2,037,787	2,147,254	2,074,136

基準年度との比較	△151,415	△41,948	△115,066
	△6.92%	△1.97%	△5.25%

羅臼町 事務・事業に伴う『二酸化炭素』総排出量【燃料種類別】

(単位：kg - CO2)

調査項目	基準年度	準備年度	計画年度 (H21～25年度)	
	19年度	20年度	21年度	22年度
ガソリン	52,375	55,922	57,858	51,420
灯油	282,622	232,931	254,549	219,053
軽油	90,838	28,258	52,826	49,845
A重油	357,509	318,395	370,477	348,202
LPG	42,807	7,626	7,430	23,189
電気	1,363,052	1,394,656	1,404,115	1,382,428
合計	2,189,202	2,037,787	2,147,254	2,074,136

基準年度との比較	△151,415	△41,948	△115,066
	△6.92%	△1.97%	△5.25%

各項目別の燃料使用量と削減目標値

調査項目	基準年 (平成19年度)	目標年 (平成25年度)	削減量	削減率
ガソリン	22,559 ℓ	21,882 ℓ	677 ℓ	3%
灯油	113,526 ℓ	112,391 ℓ	1,135 ℓ	1%
軽油	34,681 ℓ	33,641 ℓ	1,040 ℓ	3%
A重油	131,940 ℓ	127,982 ℓ	3,958 ℓ	3%
LPG	7,134 m ³	7,063 m ³	71 m ³	1%
電気	2,636,464 Kwh	2,583,735 Kwh	52,729 Kwh	2%

羅臼町 事務・事業に伴う燃料使用量

(単位： ガソリン、灯油、軽油、A重油 ℓ ・ L P G m³ ・ 電気 Kwh)

調査 項目	基準年度	準備年度	計画年度		基準年度と 22年度の比較
	19年度	20年度	21年度	22年度	
ガソリン	22,559	24,087	24,921	22,148	-411
灯油	113,526	93,556	102,250	87,991	-25,535
軽油	34,681	10,789	20,168	19,030	-15,651
A重油	131,940	117,505	136,726	128,505	-3,435
L P G	7,134	1,271	1,238	3,864	-3,270
電気	2,636,464	2,697,594	2,715,889	2,673,942	+37,478

6 環境関連の総合的な取組み

(1) 知床羅臼まちづくり基金

住民の方々が寄付という形で、積極的にまちづくりに参加できることは、町の本来の姿です。住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりを目的としています。

「知床羅臼まちづくり基金」の概要は、平成17年度より『知床の自然保護・保全事業』・『診療所建設基金』・『北方領土返還運動事業』の3事業を施策メニューとして位置づけて実施しています。

3つの施策事業のうち、環境に関するものは『知床の自然保護・保全事業』となっています。

世界自然遺産の知床は、原生の自然保護と多様な生態系を保持しており、世界的にも貴重な知床の自然環境を人類共通の資産と考え、より良い形で後世に引き継いでいくことが必要であり、羅臼町では毎年、知床半島のごみ拾いを実施していますが、半島周辺及び海岸線も含め漂着物が多く、知床の景観や自然環境に大きな影響を与えています。

そのため、知床・羅臼まちづくり基金「知床の自然保護・保全事業」を活用し、漂着物の調査やビジターに対する自然環境知識の啓発などを含めた自然保護・保全を検討、環境の専門家などの意見を参考に、随時最適な事業を実施していく予定です。

■ 「知床の自然保護・保全事業」の寄付状況

	寄付件数	寄付金額
平成17年度	40件	3,778,268円
平成18年度	9件	350,000円
平成19年度	8件	165,000円
平成20年度	2件	321,012円
平成21年度	4件	429,111円
平成22年度	2件	420,218円
合計	65件	5,463,609円



知床半島のごみ拾い

(2) 中高一貫教育

羅臼町の中高一貫教育は、豊かな自然に恵まれた環境の中で、生徒一人一人の個性や可能性の伸長を図り、確かな学力の定着を目指すとともに、ふるさと羅臼に、誇りを持つことができる人材を育成することを基本理念として、「学習部会」「総合学習部会」「特別活動部会」が分担し、中高の連携を進めています。



平成22年度の学習部会では、授業交流や乗り入れ授業、実践発表会などの合同研修会を開催し教職員対象の研修を実施しました。

総合学習部会では、知床羅臼町の豊かな自然や産業など、地域理解を深め、郷土に誇りを持つ人格の形成を図る「知床学」と地域の自然や産業への理解を深め、自ら進路を切り開く主体的な人格の育成を目指した「キャリア教育」の大きく二つの取り組みを行っており、クマ学習や生態系学習、基幹産業である水産・観光の取り組みに関する学習、知床学士検定、職業体験や上級学校訪問などのキャリア教育を実施しています。

特別活動部会では、生徒会交流や知床開きでのよさこいの演舞披露や清掃ボランティアを実施しています。

また、中高一貫教育の取り組み状況等について客観性ある評価を行い、これまでの到達点や今後の課題を明確にすることを目的に、中高一貫教育評価を実施しています。



清掃ボランティア活動

(3) 高校生の水産教室<対象; 高校3年生 専科生 11名、年20回程度>

漁業後継者を志す高校生を対象に、漁業に関する基礎的、基本的考え方や、知識・技術を学ぶ機会を提供することを目的とし、知床の自然環境を学び、地元の漁師として自然と共存するための正しい知識を身につける機会としています。

■平成22年度高校生の水産教室

月 日	事 業 名	内 容
5月 7日	開級式・講話	開級式・講師:(財)知床財団 新藤 薫氏
5月11日	ロープワーク①	結び方①
5月17日	ロープワーク②	結び方②
5月24日	ロープワーク③	結び方指導(対象:一般生)
5月31日	施設見学	市場・加工場(岡本水産)
6月14日	深層水学習	深層水学習(講義)
6月21日	深層水の加工品(1)	イカの燻製加工・調理
6月22日	深層水の加工品(2)	イカの燻製加工・袋詰
6月28日	ウニ種苗センター見学	ウニの生態及び施設の見学
8月23日	体験航海	巡視船「てしお」船内見学
9月 6日	地域研究①	東京農業大学 講演
9月13~14日	地域研究②	東京農業大学 宿泊実習
9月19日	深層水の加工品(3)	漁火まつりで加工品販売
10月5日	気象学習	羅臼の気象
10月18日	郷土料理	羅臼の海産物を使った調理
10月25日	鮭採卵受精学習	鮭の採卵・受精、生態観察
11月1日	海難防止講習	海難救助実習
11月8日	地域研究③	根室海峡のトド
11月22日	地域研究④	イカの解剖
12月7日	記念講演・閉級式	閉級式・講師:自然写真家 倉沢栄一氏



高校生の水産教室 ロープワーク

(4) ふるさと体験教室「知床 kids」

<対象；小学校4年生～6年生 34名、年11回開催>

らうすの自然に親しみながら学習し、郷土の文化を愛する心を育てるために、体験学習を通じ、学習機会の提供しています。

知床の動植物の生態系や知床岬クリーン作戦などを通じて、環境教育プログラムを組み込み学習しています。



知床岬清掃

■平成22年度の学習内容

日程	学習主題	学習のねらい	学習方法
6月12日	鯨ウォッチング	鯨や海鳥を観察し知る	観察
6月26日	オリエンテーリング	自然を肌で感じ取る	体験
7月10日 (中止)	知床岬清掃	岬を清掃をすることで知床の実情を学習する	実習
8月7日 (中止)	スター・ウォッチング	夜空の観察を通し、大気汚染と星座を学習	観察・体験
9月11日	ロックペイント	羅臼川河口を散策し、石を採取	作成
10月2日	稚魚の放流	放流事業を通じて環境保全の大切さを知る	作成
10月16日	イカを使った郷土料理	羅臼産のイカを有効活用	実習
11月3日	カヌー体験	自然観察の一つの手段としてカヌーを体験	体験
12月11日	餅つき	こまぐさ学級と餅つき	実習
1月22日	スノートレッキング 「熊越えの滝」	カンジキを使用し、雪の知床を体験	観察・体験
2月19日	オジロ・オオワシ観察会	オジロ・オオワシを知る	観察

(5) ふるさと少年探険隊

昭和 56 年度からほぼ毎年実施され、平成 22 年度で第 28 回実施されました。これまで子ども達の参加が延べ 780 人、子ども達をサポートするスタッフが延べ 598 人、合計 1,378 人が参加しています。

平成 22 年度も例年同様、知床岬まで徒歩でチャレンジする「チャレンジコース」とモイルス浜に滞在し野外活動を行う「わんぱくコース」の 2 コースで実施されました。

■ 目標

ふるさとの自然に親しみ、豊かな心を養い、郷土愛や忍耐力、協調心を育てる。

■ 事業のねらい

- 1 ふるさとの自然に親しみ、ふるさとの理解を深める。
- 2 団体活動の大切さを知り、仲間と協力して仕事をやりとげる。
- 3 厳しさやつらさに耐え目的に向かって頑張る力を身につける。
- 4 働くことの尊さや、喜びを知る。
- 5 自然のものを工夫して生活に必要な道具を作る知識・技術を身につける。
- 6 知床半島の自然環境の保全
 - ・郷土学習（羅臼の伝説・地名・知床の動植物など）
 - ・体験学習（自然食体験・創作活動・魚の捕り方など）

■ 日程

平成 22 年 7 月 29 日（木）～8 月 3 日（火） 5 泊 6 日

7/29	5:00 公民館～相泊（バス）	相泊発（徒歩） → モイルス 着 16:00
7/30	【わんぱくコース】	
	【チャレンジコース】	
7/31	モイルス滞在（風呂づくり・出漁等）	7:00 知床岬へ出発（念仏岩泊）
8/1		知床岬滞在（岬泊）
8/2	モイルスへ帰船	
8/2	個別プログラム	
8/3	8:00 モイルス発（徒歩） → 相泊着 15 時頃（バス） → 公民館着 16 時頃	

■ 参加者

子ども隊員 24 名（わんぱくコース 17 名 チャレンジコース 7 名）

スタッフ 28 名

合計 52 名



(6) 知床スマイル・エコプロジェクト

羅臼町女性団体連絡協議会、羅臼漁協女性部、羅臼商工女性部の3団体により組織され、家庭でできるエコ活動として「海や川を汚さない活動」や「買い物袋持参運動」を全町に呼びかけ実施しています。

また、平成21年度より、世界自然遺産の地「知床」を意識した地産地消の取り組みやエコ活動を通じて羅臼をPRするとともに町内の女性団体の交流を図ることを目的とする「秋まつり in らうす」を実施しました。

■平成22年度の活動内容

日 時	内 容	備 考
6月、12月	買い物袋持参運動啓発チラシ	年2回発行
年間随時	買い物袋持参運動	
H22.7.7	台所から自然を汚さない学習会 ～EM菌の特性について～	手づくり石鹸講習会
H22.8.29	第2回 秋まつり in らうす	・環境にやさしいエコラップ ・水切りネットの販売 ・各家庭で不要となった品のフリーマーケット など



秋まつり in らうす

(7) 環境関連決算

羅臼町の環境関連決算額は、以下のとおりです。

景気低迷、人口の減少や高齢化の進行、さらには基幹産業である漁業の低迷などにより、全体に厳しい財政状況下にあります。

環境衛生関係費については、主に合併処理浄化槽補助で補助基数の抑制及び補助金の減額等の影響で決算額が減少傾向です。

自然保護関係については、平成 17 年に知床が世界自然遺産に登録され、また、平成 19 年に知床財団へ出資、羅臼町が参画し野生鳥獣業務、ビジターセンター管理業務等を委託したことから、この数年は 1,600 万円前後の決算額となっています。

また、清掃関係に関しては、平成 18 年度までに各ごみ処理施設の整備が完了し、平成 19 年度からは、3 億円程度の決算額となっていますが、平成 22 年度から根室北部広域ごみ処理施設整備の公債費の本格償還が始まる等の要因により、今後、増加が見込みとなっています。

一般会計に占める環境関連予算比率は、ここ数年は 9%前後で推移しています。

【過去 10 年間の決算額】

(単位：円)

年度	環境衛生	自然保護	清掃	環境関連 計	一般会計 決算額	一般会計 比率(%)
H13	78,976,559	12,972,293	178,332,465	270,281,317	4,195,892,555	6.44
H14	80,063,338	6,409,414	518,593,054	605,065,806	4,252,159,677	14.23
H15	71,362,066	6,674,582	316,616,674	394,653,322	4,588,447,983	8.60
H16	65,937,066	7,346,772	281,457,889	354,741,727	4,741,733,210	7.48
H17	43,887,046	12,064,217	281,779,077	337,730,340	3,959,896,151	8.53
H18	43,995,357	22,438,741	281,920,623	348,354,721	3,756,730,746	9.27
H19	31,222,883	15,147,828	299,625,158	345,995,869	3,578,141,474	9.67
H20	28,440,548	16,680,121	305,933,480	351,054,149	3,873,188,335	9.06
H21	25,077,395	16,626,834	302,860,609	344,564,838	3,841,800,893	8.97
H22	20,478,872	16,387,865	301,202,096	338,068,833	3,941,681,053	8.58

<説明>

区分	内容
環境衛生	環境保全、合併処理浄化槽設置補助などに係る経費
自然保護	世界遺産、野生鳥獣保護、ビジターセンターなどに要する経費
清掃	し尿処理、ごみ処理などに係る経費

7 資料編

(1) 羅臼町環境基本条例

平成17年6月23日条例第30号

羅臼町環境基本条例

前文

羅臼町は、日本最後の秘境と称される知床半島の原生の自然環境とオホーツク海の豊かな恵みに生まれ、幾多の先人たちの努力により、今日の発展を遂げてきました。

今、私たちは、知床の豊かな海に感謝し、まちの発展とすぐれた自然環境を次の世代に引き継がなければなりません。

しかしながら、私たちの日常生活や事業活動は、社会経済構造の中で利便性や生活の豊かさを追求してきたことにより、廃棄物の増大や水質汚濁、汚染物質の蓄積など様々な環境問題を引き起こしております。

さらに今日の環境問題は、地球温暖化や森林消失などにより地球規模にまで拡大し、私たちの生活に影響を与えています。

これからは、地域から地球規模の環境の保全に取り組むとともに、今までの社会経済活動や生活様式を見直すなど、環境学習をとおして、環境に配慮した行動や考え方を身につけ、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要であります。

今こそ、私たちの生活がこの自然環境に支えられてきたことを再認識し、美しい景観が織りなす自然と調和した町に住むことに誇りを持てるようにしたい。

このような認識のもとに、町民一人ひとりが自然と共生し、きれいな空気、清らかな水、豊かな海と緑に恵まれた郷土を守り、未来の世代に継承するためここに羅臼町環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境に恵まれた本町の良好な環境保全と自然の利用並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）についての基本理念を定め、町、事業者、町民、滞在者の責任を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって世界的価値を有する知床の自然環境の保護及び海洋生態系の保全と町民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体のオゾン層の破壊、海洋の汚染、野生動物の種の減少その他、地球全体又はその広範な地域の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であり、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、良好で快適な環境を享受する全ての町民の権利実現を図るとともに、これを未来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者のすべてがそれぞれの責務を自覚し、協働して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの活動と環境への係わりを認識し、環境への配慮を行うことにより、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 地球環境保全は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの問題として捉え、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する自然的社会的条件に応じた総合的な施策を計画的に推進する責務を

有する。

- 2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定するとともに、事務事業の実施に当たっては、環境の保全に配慮し、自らが環境管理に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減するように努めるとともに、その事業活動に伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、土地の形質の変更、工作物の新築又は改築、樹木の伐採及び水面の埋立てを行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境に及ぼす影響に配慮しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は、廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業者は、環境の保全に積極的に努めるとともに、地域社会と協働して、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、自ら環境への関心を高めるとともに、日常生活において環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 町民は、快適な環境の維持に積極的に努めるとともに、町が行う環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光及びその他の目的で滞在する者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が行う環境保全の施策、事業者並びに町民が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 町長は、毎年、町民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第9条 町は、基本理念にのっとり、次の基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 町民の健康の保護及び生活環境の保全が推進されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。
- (2) 人と自然が共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保や野生生物の種の保存を図るとともに、海洋、水辺、森林、農地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等、心の豊かさを感じることができる社会を実現するため、良好な環境の保全を図ることにより、歴史的・文化的環境資源を保存し、活用するとともに、身近な水辺と緑とのふれあいづくりを推進すること。
- (4) 環境に配慮した生活様式を目指し、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発促進を図ること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を推進すること。

2 町は、施策の基本理念に基づき、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先して行うものとする。

(環境基本計画)

第10条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定に当たっては、事業者及び町民の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ羅臼町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 環境の保全を推進するための施策等

(環境影響評価等の措置)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行い、又は行おうとする者が、あらかじめその事業による環境の影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 町は、環境保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置
- (2) 自然環境を保全することが、特に必要な区域における自然環境を保全するために必要な規制の措置
- (3) 保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物を適正に保護するために必要な規制の措置
- (4) 人の健康又は生活に係る環境を保全するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第13条 町長は、事業者の活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があると認められるときには、事業者との間で環境に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置等)

第14条 町は、事業者及び町民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を促すため、必要かつ適切な助成又は、その他の措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業所、町民及び滞在者に公平な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第15条 町は、廃棄物処理施設、生活排水処理施設その他の環境の保全に関する公共施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公園、その他の公共施設の整備及び健全な利用のための事業を推進するため、

必要な措置を講ずるものとする。

- 3 町は、人と自然との共生をめざした環境を確保するため、身近な自然環境を生かした景観の保全と創造、歴史的・文化的環境資源の保存と活用その他必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量及び資源リサイクルの推進)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため、公共施設の建設及び維持管理等を行うときは、廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

- 2 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者や町民による廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町は、環境への低減に資する事業活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

第17条 町は、湖沼、河川及び海域における良好な水環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、飲料等における安全な水の循環と確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(緑の確保と快適な生活環境の保全)

第18条 町は、潤いと安らぎのある環境の保全及び創造を図るため、緑化及び環境美化の推進、自然と調和した景観の確保に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、農地における環境の保全及び創造を図るため、農地の荒廃防止及び有効利用を促進し、環境への負荷の少ない農業の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(身近な水環境と緑とのふれあいづくり)

第19条 町は、良好な自然環境のもとで、人と自然が共生しながら身近な水辺や緑とのふれあいを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の保護管理)

第20条 町は、人と自然が共生できる基盤整備を形成するとともに野生生物の多様性を損なうことなく保護管理するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第21条 町は、事業者、町民及び滞在者が環境の保全について理解を深めるとともに、自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

2 町は、特に児童生徒の環境保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的活動の推進)

第22条 町は、事業者、町民及び滞在者又はこれらの者が組織する団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第23条 町は、事業者がその事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境への負荷の低減となるよう自主的な管理を促進するため、助言その他必要な支援を行うものとする。

(町民等の参加機会の確保)

第24条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、事業者及び町民の参加機会の確保に努めるものとする。

2 前項の場合において、児童生徒の参加機会の確保についても配慮するものとする。

(町民等の意見の反映)

第25条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、事業者、町民及び滞在者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第26条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動を促進するため、環境の保全に関する情報の収集並びに事業者、町民及び滞在者への適切な情報提供に努めるものとする。

(調査及び研究の推進)

第27条 町は、国際機関、国、他の公共団体及び民間団体等と協力して、環境の保全及び創造に関する調査並びに研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第28条 町は、環境の状況を的確に把握するため、関係機関と協力して必要な監視、測定、試験及び検査等の整備に努めるものとする。

(国及び他の公共団体との協力)

第29条 町は、環境の保全及び創造に関する広域的に必要な施策について、国及び他の公共団体と協力して推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第30条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町の関係部局の連携及び施策の調整を図るものとする。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町民、事業者及び民間団体と協力して推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第31条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地球環境保全等の推進)

第32条 町は、地球温暖化防止等の環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、地球温暖化防止等の環境の保全及び創造に関する町民、事業者及び民間団体等の取り組みを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、地球環境の保全に資するために国際機関、国、他の公共団体及び民間団体と連携して推進に努めるものとする。

(環境監査)

第33条 町は、自らの事業及び活動における環境への状況を点検するため、自ら環境監査を行うものとする。

2 町は、事業者の自主的な環境管理及び環境監査を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 羅臼町環境審議会

(環境審議会)

第34条 環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、羅臼町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (3) その他の環境に関する事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に答申するとともに、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、町長に建議することができる。

(組織等)

第35条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。ただし、環境に関する十分な論議がなされるよう配慮した選考を行うものとする。

- (1) 町内に在住する人（公募を含む）
- (2) 専門的知識を有する人
- (3) 事業者
- (4) 環境保全に関する行政機関の長及び団体の代表者が推薦した人

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審議会は、原則として公開とする。

(会長及び副会長)

第36条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第37条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(部会)

第38条 審議会に、部会を設けることができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、所属委員の中から互選する。

(専門委員)

第39条 審議会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的知識を有する人から町長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、当該事項の調査期間とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(2) 知床国立公園

■制度の概要

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資する」ため、全国で28番目の国立公園として指定されました。

また、国立公園区域は世界自然遺産地域の約86%を占めています。

■公園区域の指定状況

- ・ 指定年度：昭和39年6月1日
- ・ 規制内容：特別地域（特別保護地区及び第1種から第3種までの特別地域）、普通地域に区分され、それぞれ下記のような規制がされ、行為を行うときは環境大臣からの許可が必要となっています。

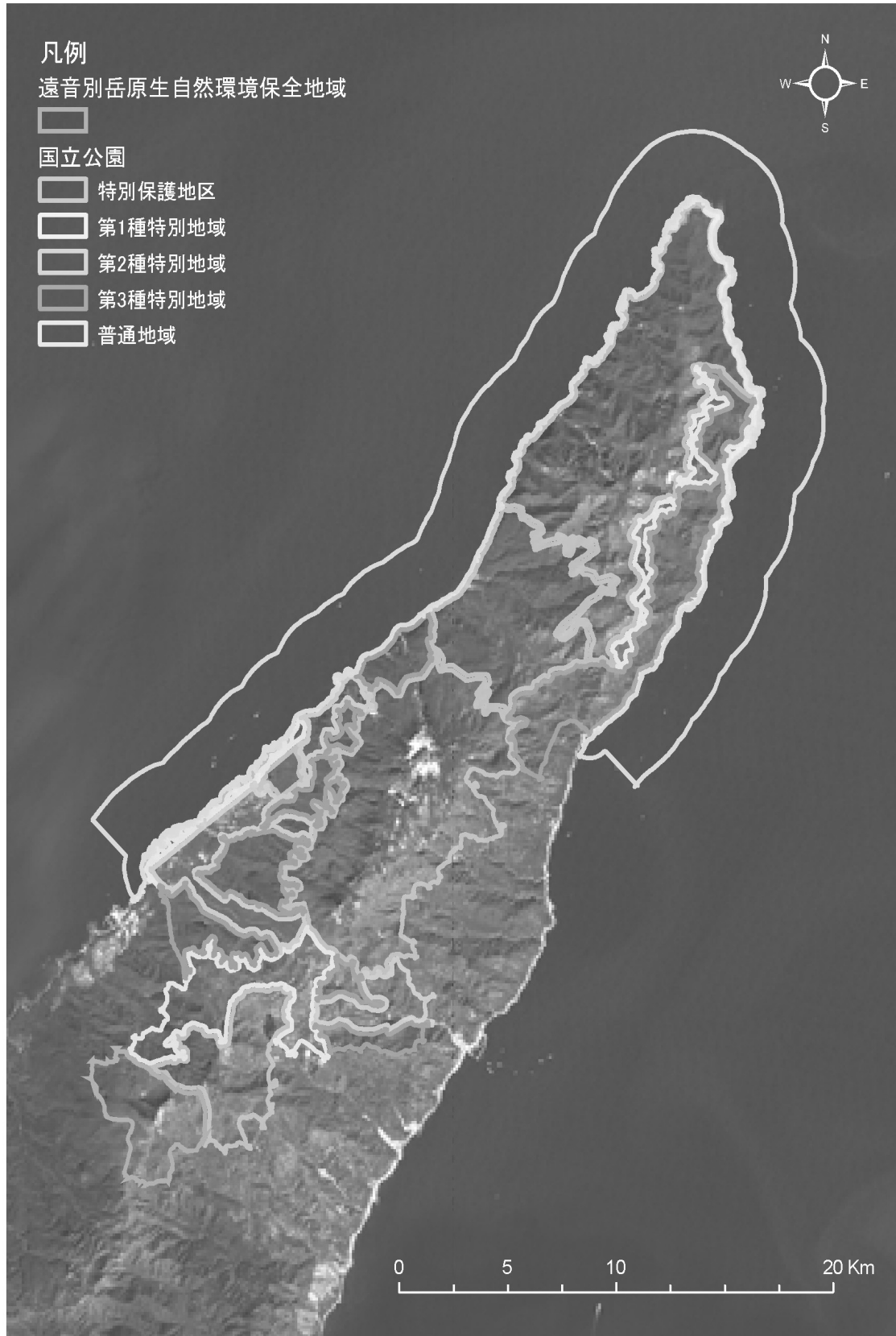
第1種～第3種 特別地域	工作物の新築・改築、樹木の伐採、鉱物の採取、河川・湖沼の取水・排水、広告の掲示、土地の埋立・開墾、動植物の捕獲・採取、施設の塗装色彩の変更、指定区域内への立入、指定区域内での車の使用など
特別保護地区	特別地域での行為、樹木の損傷・植栽、家畜の放牧、物の集積・貯蔵、たき火
普通地域	工作物の新築・改築、特別地域の河川・湖沼へ影響を及ぼすこと、広告の掲示、水面の埋立・干拓、鉱物の掘採、土地や海底の形状の変更

- ・ 面積：60,986ha（陸域：38,633ha 海域：22,353ha）

	陸域					海域
	特別地域					普通地域
	特保	第1種	第2種	第3種	計	
羅臼町	8,437	1,673	913	4,599	15,622	22,353
斜里町	15,089	2,149	2,336	3,437	23,011	
合計	23,526	3,822	3,249	8,036	38,633	22,353

※陸域は全て特別地域、海域は全て普通地域であり、海域には町界は存在しない。

• 区域図



■主な利用施設の状況

○ 知床国立公園羅臼温泉野営場

羅臼市街地から知床峠方面に約3km行ったところにある森の中のキャンプ場。羅臼岳登山口や間欠泉、無料の露天風呂「熊の湯」も近くにあることから人気が高く、シーズン中は混雑します。



写真：知床国立公園羅臼温泉野営場

<施設概要>

期 間	6月上旬から10月下旬
管理運営負担金	3000円/人
設 備	炊事場2 トイレ2 駐車場55台（普通乗用のみ）

<過去5年の利用人数>

平成22年度	3,569人
平成21年度	2,317人
平成20年度	2,270人
平成19年度	3,027人
平成18年度	2,930人

○知床峠

羅臼町と斜里町ウトロを結ぶ知床横断道路の頂上で、知床連山の尾根筋にあたる標高738mの峠です。

冬期間は積雪のため通行止めとなっていますが、5月上旬から10月下旬まで、羅臼町と斜里町を結ぶ道路として、またドライブコースとしても利用され、夏の残雪、羅臼岳の紅葉、海に浮かぶ国後島を眺めることができる観光スポットにもなっています。



写真：知床峠駐車場と羅臼岳

<施設概要>

期 間	5月上旬から10月下旬（冬期間通行止め）
設 備	駐車場 乗用車66台 バス12台 トイレ1（開通から6月中旬までは水道凍結のため仮設トイレのみ使用可）

○ 羅臼岳登山道

標高1,660mの羅臼岳へ登るための羅臼側からの登山道。斜里町側からは、ウトロの岩尾別からの登山道があります。

羅臼側からの所要時間は、登りが約6時間で下りが約4時間となっており、コースも雪渓が遅くまで残り迷いやすく、上級者向けのコースです。

登山道沿いにはトイレが無いため携帯用トイレの持参が必要です。

<過去5年羅臼側登山道利用者>

平成22年度	500人
平成21年度	626人
平成20年度	585人
平成19年度	647人
平成18年度	550人

※利用者数は環境省提供

※平成16年より環境省が入山者カウンターを設置しています。ヒグマなどの野生動物がカウンターを通過してもカウントされるため、正確な入山者数ではありません。

○ 羅臼湖線歩道

大小5つの沼をめぐり、羅臼湖にいたる羅臼湖線歩道は上り下りが少なく、沼と植物と山を一度に楽しむことができます。残雪や霧で迷いやすく、ヒグマの高密度生息地となっており、登山と同様の装備が必要です。

また、ぬかるみが多いため長靴の装備も必要です。羅臼湖入り口には駐車場が無いので知床峠山頂へ駐車するかバスやハイヤーで移動のどちらかになります。



写真：三の沼から羅臼岳を望む

<過去5年羅臼湖入山者数>

平成22年度	3,187人
平成21年度	3,900人
平成20年度	4,241人
平成19年度	4,963人
平成18年度	5,921人

※入山者数は環境省提供

※平成16年より環境省が入山者カウンターを設置しています。ヒグマなどの野生動物がカウンターを通過してもカウントされるため、正確な入山者数ではありません。

○熊越えの滝

羅臼川上流にある高さ15mの滝。知床国立公園羅臼温泉野営場から知床峠に向かって約1km進むと左側に入り口が見えてきます。滝までの所要時間は約15分と距離は短いものの、濃い緑とバイカモが繁茂する清らかな流れが印象的です。

また、駐車場が整備されていないため、野営場か熊の湯駐車場に駐車し徒歩での移動がベストです。

羅臼湖同様にヒグマの生息地となっていますので、ヒグマ対策が必要です。



写真：熊越えの滝

<過去5年熊越えの滝入山者数>

平成22年度	1,241人
平成21年度	1,275人
平成20年度	1,379人
平成19年度	1,167人
平成18年度	1,261人

※入山者数は環境省提供

※平成18年より環境省が入山者カウンターを設置しています。ヒグマなどの野生動物がカウンターを通過してもカウントされるため、正確な登山者数ではありません。

羅臼町環境基本条例では、「町民の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。」と定めています。

この「羅臼町 環境白書 2011」は、その「報告書」として、平成22年度に実施した羅臼町の環境施策について入手可能な資料を用いて取りまとめたものです。

記載項目や表現方法等については、町民の皆様が分かりやすいよう、今後も適宜見直し、内容を高めていきたいと考えていますので、お気づきの点があれば羅臼町 環境生活課までお知らせください。



羅臼町 環境白書 2011

発行 平成23年7月

羅臼町 環境生活課

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

TEL 0153-87-2111 (代表)

0153-87-2115 (課直通)

FAX 0153-87-2358

URL <http://www.rausu-town.jp/>